

令和3年度

仕様書

業務名：篠路破碎工場付帯施設等運転業務

札幌市環境局環境事業部

白石清掃工場

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 業務の概要
- 第3条 業務の履行
- 第4条 業務時間
- 第5条 業務の対象範囲
- 第6条 委託者権限の分担
- 第7条 業務責任者等の選任
- 第8条 業務責任者等の資格要件
- 第9条 業務責任者等の職務
- 第10条 業務従事者の配置
- 第11条 運転業務計画書
- 第12条 運転・監視業務
- 第13条 維持管理業務
- 第14条 その他の管理業務
- 第15条 委託者の業務・工事への協力
- 第16条 労務管理及び安全衛生管理
- 第17条 教育及び訓練等の実施
- 第18条 緊急事態発生時の体制
- 第19条 緊急事態発生時の対応
- 第20条 火災及び盗難の防止
- 第21条 整理及び整頓
- 第22条 工場設備及び建築物の修理または改造
- 第23条 別契約の業務等
- 第24条 秘密の保持
- 第25条 関係法令等の遵守
- 第26条 委託者による立会い等
- 第27条 検査
- 第28条 事務室等の使用
- 第29条 費用負担の範囲
- 第30条 貸与品
- 第31条 保険の加入
- 第32条 環境への配慮
- 第33条 提出書類
- 第34条 業務の引継ぎ等
- 第35条 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

第36条 業務における新型コロナウイルス等の感染予防対策

第37条 その他

【別紙1】 篠路破砕工場付帯施設位置図、各階平面図

【別紙2】 工場設備主要機器一覧表

【別紙3】 運転基準

【別紙4】 公害防止基準

【別紙5】 工場設備機器巡視及び点検基準

【別紙6】 工場設備機器修繕及び補修内容一覧表

【別紙7】 定期整備における整備項目及び整備内容一覧表

【様式1】 業務責任者等指定通知書、

【様式1-2】 別紙業務責任者等経歴書

【様式2】 着手届

【様式3】 完了届

【特記様式1】 業務従事者名簿（一般用）

【特記様式2】 業務従事者配置計画書

【特記様式3】 業務従事者健康診断受診等報告書（一般用）

【特記様式4】 業務従事者支給賃金状況報告書

(目的)

第1条 この仕様書は、札幌市が所管する篠路破碎工場付帯施設等（以下「付帯施設」という。）における運転業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 篠路破碎工場付帯施設等運転業務
- (2) 履行期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日（11ヵ月）
- (3) 履行場所 札幌市篠路破碎工場付帯施設(札幌市北区篠路町福移153番地)
- (4) 付帯施設の概要

ア 敷地面積 169,635㎡（ごみ資源化工場敷地を含む。）

イ 建築物の構造・規模

次に掲げる工場棟、管理棟及び分岐棟（令和3年8月末頃供用開始予定）から構成され、建築物の位置及び配置等は【別紙1】篠路破碎工場付帯施設位置図及び各階平面図による。

(ア) 工場棟

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地下2階、地上6階、塔屋3階

建築面積 7,021㎡

延床面積 15,830㎡

(イ) 管理棟

構造 鉄筋コンクリート造、地上2階

建築面積 1,105㎡

延床面積 1,992㎡（渡り廊下を含む。）

(ウ) 分岐棟（令和3年8月末頃供用開始予定）

構造 鉄骨造、平屋建

建築面積 370.5㎡

延床面積 370.5㎡

ウ 主要設備の概要

設備機器の仕様等は、【別紙2】工場設備主要機器一覧表のとおりである。

(業務の履行)

第3条 受託者は、付帯施設の運転業務を円滑に行うとともに、付帯施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書、札幌市環境局環境事業部保安規程（以下「保安規程」という。）、篠路破碎工場付帯施設保安規程取扱細則（以下「保安規程細則」という。）及び第11条に定める運転業務計画書その他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。

注) 保安規定及び保安規定細則は業務受託後に貸与する。

(業務時間)

第4条 篠路破砕工場付帯施設等運転及び管理業務の業務時間は下記のとおりとする。

- (1) 運転・監視業務 : 2交代制で24時間連続業務とする。
 - (2) 維持管理業務 : 8:30～17:00 (日曜・1月1日～3日は除く。)
 - (3) その他の管理業務 : 8:30～17:00 (日曜・1月1日～3日は除く。)
- ※休日等及び平日夜間の監視業務は除く。

(業務の対象範囲)

第5条 業務の対象範囲は、【別紙1】篠路破砕工場付帯施設位置図に示す業務管理区域内として、工場棟、管理棟及び分岐棟における次に掲げる各設備とする。

なお、受変電設備等を含む工場棟は、同敷地内の各施設(篠路破砕工場、ごみ資源化工場等)へ電力等を供給しているが、令和3年8月末頃、設備の完全停止が予定されており、同時期に受変電設備等を含む分岐棟が供用開始し、敷地内の各施設へ電力等を切り替える予定である。その後、令和3年10月頃から工場棟を別途工事により解体する予定であるため、分岐棟供用開始までは、工場棟及び管理棟の設備を業務範囲とし、分岐棟供用開始後は、分岐棟及び管理棟の設備を業務範囲とする。

- (1) 燃焼ガス冷却設備
- (2) 余熱利用設備 (非常用ボイラ及び蒸気ボイラを含む。)
- (3) 通風設備 (煙突設備を含む。)
- (4) 給水設備
- (5) 排水処理設備
- (6) 電気設備
- (7) 計装設備
- (8) 建築物及び建築設備 (油脂庫を含む。)
- (9) その他の設備

(委託者権限の分担)

第6条 委託者の業務主任が取扱う業務の内、業務に係る指示や協議、立会、履行状況の確認等に対する業務権限を「ごみ資源化工場ほか施設管理業務」(以下「管理業務受託者」という。)の業務責任者及び業務担当者に委託する。

また、受託者は前記の管理業務受託者の指示に従い受託業務を履行すること。

(業務責任者等の選任)

第7条 受託者は、業務責任者及び業務副責任者を選任し、氏名・その他必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。業務責任者等を変更したときも同様とする。

- 2 前項の規定により選任された業務責任者等が、病気等により、長期にわたり職務の遂行が困難なときは、新たに業務責任者等を選任しなければならない。

(業務責任者等の資格要件)

第8条 業務責任者等の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、ごみ処理施設に係る廃棄物処理施設技術管理者講習を修了した者、または、プラント施設の運転及び保全業務に関し10年以上の実務経験を有する者であって、管理監督者としての経験を有する者であること。
- (2) 業務副責任者は、プラント施設の運転または保全業務に関し5年以上の実務経験を有する者であって、管理監督者または代行者としての経験を有する者であること。

注) プラント施設とは、工場立地法施行規則第2条一における生産施設、もしくは官公庁のごみ処理または上下水道施設とする。

(業務責任者等の職務)

第9条 業務責任者等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者はこの契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する職員の監督を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限は除く。
 - (2) 業務責任者は、関係法令等を遵守するとともに、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災、盗難の防止に努めるものとする。
 - (3) 業務責任者は、業務従事者に適切な指導監督を行い、技能の向上及び事故の防止に努めるものとする。
 - (4) 業務責任者は、履行場所内の異常または故障を発見したときは、速やかに適切な処置をとるとともに、管理業務受託者に報告するものとする。
 - (5) 業務副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故または不在のときは、その職務を代理するものとする。
- 2 受託者は、第1項第1号の規定に係らず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使する場合は、あらかじめ当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務従事者の配置)

第10条 受託者は、業務を適切かつ安全に履行するために、次に掲げる資格者を業務従事者として配置するものとし、その氏名・その他必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。

- (1) 第二種電気工事士以上、または同等と認められる修了証を取得している者
- (2) 一級ボイラー技士免許以上を取得している者

- (3) 危険物取扱者免状乙種第四類以上を取得している者
- (4) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
- (6) 玉掛け技能講習を修了した者
- (7) ガス溶接技能講習を修了した者
- (8) ショベルローダー等(1t以上)運転技能講習を修了した者
- (9) 刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者

なお、資格者は重複しても差し支えない。

- 2 受託者は、業務従事者の中から必要とする作業主任者、取扱責任者及びダイオキシン類業務に係る作業指揮者を選任しなければならない。
- 3 業務従事者には、業務責任者等を含むものとする。
- 4 受託者は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として変更の14日前までにその氏名・その他必要な事項を書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 5 受託者は、業務従事者を変更するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替させるものとする。
- 6 運転・監視業務従事者の勤務サイクルは2交代制として、1直及び2直勤務者には、一般廃棄物処理施設の全連続燃焼式焼却施設において、1年以上の焼却炉運転業務、または、当該焼却炉で設備維持管理業務の実務経験者を、各班1名以上配置すること。
ただし、実務経験者とは、当該焼却炉等により、自らが機器の運転、点検、整備及び整備計画等の実務を経験した者とする。
- 7 維持管理業務及びその他管理業務従事者は、日勤班制をとり、前記6に示す実務経験者を1名以上従事させて、一部休止状態である当該施設の各設備機器に対する構造等を熟知しながら、機器管理及び修理、修繕等の業務を円滑に実施できる体制とする。

(運転業務計画書)

第11条 受託者は、委託者が定める保全計画に基づいた業務の総合的な計画をまとめた運転業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

なお、運転業務計画書の作成にあたっては、委託者が別途行う関連業務との調整を図るものとする。

(運転・監視業務)

第12条 業務の内容は、次のとおりとする。

- 1 業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 中央制御室における監視、操作及び記録等（令和3年8月末頃まで）
 - (2) 現場における設備機器の操作及び記録等
 - (3) 定期整備(破碎工場等)の委託整備業者入出場時の監視、操作及び記録等

- (4) 中央制御室内の整理、清掃等（令和3年8月末頃まで）
- (5) 分岐棟供用開始後（令和3年8月末頃）の中央制御室における監視不要に伴い、新たに管理棟2F事務室に設置される発火監視装置機器（一括警報）の監視
- 2 受託者は、工場設備の運転にあたり、受託者が作成した運転業務計画書、委託者が貸与する保安規程細則、運転マニュアル、機器取扱い説明書及び操作説明書に基づき、適正に業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、工場設備の運転にあたり、【別紙3】運転基準に従うものとし、【別紙4】公害防止基準を遵守しなければならない。
- 4 受託者は、工場設備の運転にあたり、経済的かつ効率的な運転業務に努めるものとする。
- 5 第1項に定める記録は、保安規程細則に定める各日誌の作成と運転業務上必要な情報の記録であって、記録したものは必要に応じて、運転業務日報等により管理業務受託者に報告するものとする。
- 6 委託者の実施する工事等に伴い、運転業務計画及び運転方法等の変更が必要なときは、業務責任者は管理業務受託者と協議のうえ、これを変更するものとする。

（維持管理業務）

第13条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常点検
 - ア 運転状態の工場設備機器に対して、巡回しながら計器等の指示値確認、目視、聴覚、触手等簡易な方法による機器動作状況の確認、さらに、日常的に行う点検、調整、清掃及び記録等
 - イ 保安規程細則に定める巡視、点検、検査、同細則の手入基準に定める電気設備の日常巡視点検、調整、清掃及び記録等
- (2) 定期点検
 - ア 工場設備機器の機能を維持するため、点検周期を定めて定期的に行うシーズンイン及びシーズンオフ点検を含む点検、調整、清掃及び記録等
 - イ 保安規程細則に定める巡視、点検、検査、同細則の手入基準に定める電気設備に対する日常点検、調整、清掃及び記録等
- (3) 臨時点検
 - ア 工場設備機器に異常が発生した場合、または発生の恐れがある場合、さらに自然災害による異常が発生した場合、これらに対処するために行う特別点検
 - イ 工場設備機器の損傷、腐食及び磨耗状態を把握し、委託者が立案する保全計画の基礎となる調査点検及び記録等
- (4) 工場設備機器の一般的な修繕、補修等
（※一般的な修繕、補修とは、専門知識や専門技術、特殊工具等が不要で日常業務での機器修繕及び補修ができる範囲とし、案件により、委託者と協議するものとする。）

- (5) 定期点検及び故障を含む停止時における使用機器及び系列の切替え作業
 - (6) 機器停止期間中の点検・整備、清掃及び各種保安装置の確認試験
 - (7) 委託者の実施する定期整備期間中による点検、整備、補修
 - (8) 故障修理は、専門的な技術及び特殊な技術を必要としない範囲での措置
 - (9) 薬品等の補充、仕込み及び記録等
 - (10) 薬剤、消耗品及び油脂等の在庫管理、報告及び受入の立会い
 - (11) 水分析は、ボイラ水及び排水処理水等の水質試験及び記録等
 - (12) 付帯施設内の整理、清掃は、工場設備機器の据付け場所、各種水槽及び排水溝等履行場所内の整理及び清掃等
 - (13) 貸与品の管理
 - (14) 故障履歴、整備台帳の作成及び報告
 - (15) 分岐棟供用開始及び工場棟解体に伴う軽量物品等の敷地内での移動、簡易な機器等の取外し、取付け作業
 - (16) 工場棟の設備停止に伴う機器・薬品等の完全停止作業等
 - (17) その他、委託者が必要と認める事項
- 2 第1項第1号ア及び第2号アに定める点検内容、点検項目及び点検周期等は【別紙5】工場設備機器巡視及び点検基準による。
 - 3 第1項第4号に定める一般的な修繕、補修の機器名、及び修繕作業の内容については【別紙6】工場設備機器修繕及び補修内容一覧表による。
 - 4 第1項第7号に定める整備期間中における整備項目及び整備内容は【別紙7】定期整備における整備項目及び整備内容一覧表による。
整備内容の詳細は、定期整備の実施に先立ち、管理業務受託者と協議のうえ決定するものとする。また、ごみ受入停止期間でなければ実施することのできない故障や不良箇所の補修、修繕とする。
 - 5 受託者は、週間、月間、運転切替え時、年間の作業計画書及び定期整備業務計画書を作成し、管理業務受託者の承諾を得なければならない。
 - 6 第1項に掲げる業務の内容は、付帯施設の運転に関して一般的な事項を定めるものであり、記載のない事項にあっても付帯施設の良好な運転を維持するうえで必要な事項については、委託者または管理業務受託者と協議して必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 受託者は、第1項に定める点検を行った結果、異常または故障を発見したときは、速やかに管理業務受託者に報告するとともに、原因調査及び補修を行い、その経過を記録、報告しなければならない。ただし、軽微なものについては、直ちに措置するものとし、同じく記録、報告をする。
 - 8 受託者は、第1項に定める業務を継続して行い、委託者が行う保全計画のためのデータとして整理し、当該年度の保全計画に含まれない機器設備の状況の変化を見極め、整備の必要性の判断等を行い、管理業務受託者に報告するものとする。

(その他の管理業務)

第14条 休日等及び平日夜間の監視業務

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日等」という)並びに休日等以外の日の午後5時から翌日午前8時30分までにおける建築物の監視業務(以下「休日等及び平日夜間の監視業務」という。)
- (2) 工場棟、管理棟の施錠の確認及びインターホンによる正面玄関の入出管理
- (3) 工場棟、管理棟の火災及び不法侵入者の監視、管理業務受託者への速やかな報告等
- (4) 破碎工場棟、ごみ貯留サイロ棟、計量所棟の火災及び不法侵入者の監視、管理業務受託者への速やかな報告等(休日等の内、12月29日から31日の8:30から17:00を除く。)
- (5) 計量受付機器の故障時に、ごみ搬入車両の計量値確認と搬入ごみ重量の確認や集計など、別途発注の「計量及び徴収業務」受託者に対する補助的応援対応
- (6) 土曜日の9:00から16:00までの時間帯における電話問合せへの対応

2 業務報告及び事務業務

- (1) 管理業務受託者との業務打合せ
- (2) 日報、月報、年報、運転記録及び各種報告書の作成、報告及び整理等
- (3) 業務の履行にあたり、第28条に定める事務室等の整理及び清掃等
- (4) 業務責任者は、毎日業務従事者の業務引継ぎに関する打合せを実施し、当日の作業内容等を管理業務受託者に報告しなければならない。
- (5) 管理業務受託者との打合せ及び連絡調整は、原則、休日等以外の日に行うものとする。

3 その他業務

- (1) 業務管理区域構内(以下「構内」という。)の草刈り、植栽管理(冬囲含む。)、構内清掃(随時)
- (2) 構内道路の除雪(別紙1 篠路破碎工場付帯施設位置図に示す範囲で、一部区域は除雪業務委託範囲と重複する箇所あり。)
- (3) 構内の案内表示等の補修及び整備
- (4) 構内搬入路入口付近設置の雨水排水調整弁の点検、清掃(汚泥汲上げ等について状況により委託者と協議し実施可否を判断する。)
- (5) 運転業務に付随する業務で、管理業務受託者と協議のうえ実施する業務
- (6) 構内道路及び建屋等に係る一部損壊などの修繕、補修等の業務

(委託者の業務・工事への協力)

第15条 受託者は、この業務に含まれていない法定検査、調査等の試料採取及び環境測定等の委託者が実施する業務・工事に協力するとともに、必要に応じ立会いをする。

(労務管理及び安全衛生管理)

第16条 受託者は業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係諸法令を遵守し、業務従事者の労務管理及び安全衛生管理に留意しなければならない。

2 受託者は、業務従事者に対して作業上必要な安全保護具等を支給するとともに、危険防止対策等を実施し、労働災害の防止に努めるものとし、次に掲げる作業については、特にその安全確保に十分留意しなければならない。

- (1) 炉室内作業等におけるダイオキシン類汚染の可能性のある作業
- (2) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- (3) 薬品及び燃料の取扱い作業
- (4) 高所作業
- (5) 電気設備の取扱い作業
- (6) 温度の高い場所における作業及び高温部に接触する恐れのある作業
- (7) 蒸気等にさらされる恐れのある作業
- (8) クレーンの取扱い作業及び玉掛け作業
- (9) ボイラ及び圧力容器の取扱い作業
- (10) 回転機器の取扱い作業
- (11) 粉じん等の発生する場所における作業
- (12) 有機溶剤の取扱い作業

3 受託者は、常に業務従事者に公正、明朗、懇切丁寧な対応及び業務の迅速、かつ正確な取扱いを指導するとともに、随時必要な訓練を行い、サービスの向上を図るものとする。

4 受託者は、業務従事者に統一した衣服及び名札を着用させ、常に清潔な身なりを心掛けさせるものとする。

5 受託者は、委託者が実施する安全衛生推進委員会及びダイオキシン類ばく露防止対策協議会等に業務責任者等を出席させなければならない。

6 受託者は、業務従事者のみならず、近隣住民等を含めた安全衛生及び健康維持を最優先とし、事故等においても人的被害の抑制を第一に図るものとする。

(教育及び訓練等の実施)

第17条 受託者は、業務従事者に対して付帯施設の適正な管理と安定した運転の維持とともに労働災害を防止するために必要な指導、教育及び訓練等を行なわなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生規則第36条に定められる業務の従事者に対し、速やかに必要な特別教育を実施すること。なお、該当する業務従事者に対し、十分な知識・技能を有するため特別教育を省略する場合には、委託者に申し出て許可を得ること。

- 3 受託者は、第1項及び第2項の指導、教育及び訓練を実施したときは、その結果を書面をもって管理業務受託者に報告するものとする。

(緊急事態発生時の体制)

第18条 受託者は、地震、台風等の自然災害及び爆発、火災、停電等の重大事故による緊急事態発生に備え、業務従事者の非常招集体制を確立し、想定される緊急事態ごとに非常配備計画を含む緊急時の体制及び対応表を定め、教育及び訓練等を行わなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める非常配備計画を含む緊急時の体制及び対応表を現場における初期対応(二次災害等を考慮したもの)、関係機関への通報及び中央制御室における被害状況の把握と指揮等に関し、必要かつ適切な人員配置を考慮したものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第19条 受託者は、業務の履行において、常に緊急事態に対応できる体制を講じなければならない。緊急事態が発生したときは、速やか関係機関に通報し、あらかじめ定めた非常配備計画に従い、業務従事者を所定の場所に配置し、管理業務受託者と協議のうえ適切な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断において処置するものとする。

- 2 付帯施設においては、火災その他の事故発生時における初期対応の遅れにより、長期間にわたる運転停止に至る恐れもあることから、受託者は、緊急対応のできる必要な人員を配置し、事故現場における迅速かつ適切な初期対応に努めなければならない。
- 3 受託者は、緊急事態の内容及び緊急事態に対する対応措置について、速やかに書面にて管理業務受託者に報告するものとする。
- 4 管理業務受託者は、災害防止その他業務の履行において特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(火災及び盗難の防止)

第20条 受託者は、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、履行場所における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めるものとする。
- 3 受託者は、管理棟正面玄関その他の出入り口の施錠の状況を確認するものとし、管理棟正面玄関及び職員出入り口は、休日等以外の日のみ午前7時に開錠し、午後7時に施錠するものとする。
- 4 工場敷地内(車内も含む。)は禁煙とする。

(整理及び整頓)

第21条 受託者は、履行場所を適宜清掃するとともに、不要な物品は整理、整頓し、良好な環境の維持保全に努めるものとする。

(工場設備及び建築物の修理または改造)

第22条 受託者は、業務履行のために工場設備及び建築物を修理または改造するときは、委託者の承諾を得なければならない。

(別契約の業務等)

第23条 この業務に関連し、委託者が発注する別契約の業務は次のとおりとする。

(1) ごみ資源化工場ほか施設管理業務（下記ア～キの業務発注を含む。）

ア 工場棟（1階廊下、試験室、エレベーター）及び管理棟（受託者の業務の履行に必要な事務室、更衣室等専用する部分は除く。）を業務範囲とする清掃業務

イ エレベーター保守業務（令和3年8月31日まで）

ウ 消防設備等点検業務

エ 上水受水槽等点検清掃業務

オ 地下重油タンク漏洩検査業務

カ クレーン設備整備業務

キ 計量器定期整備業務

(2) 計量及び徴収業務

(3) 車両受付及びごみ処理管理システム保守業務

(4) 定期整備業務

(5) 破碎工場設備等運転業務

(6) 可燃物等運搬業務

2 業務責任者は、管理業務受託者の基、前項に掲げる業務の業務責任者及び委託者が発注する下記の工事等の現場代理人との調整を図り、円滑な業務の実施に努めるものとする。

(1) 篠路清掃工場解体インフラ設備改修機械設備工事（契約済み、工事中）

(2) 篠路清掃工場解体インフラ設備改修電気設備工事（契約済み、工事中）

(3) 篠路清掃工場分岐棟新築工事（契約済み、工事中）

(4) 篠路清掃工場解体工事

(秘密の保持)

第24条 受託者は、業務の履行過程において得られた記録等を含む成果品を委託者の許可なく他人に閲覧、複写、または譲渡してしてはならない。

(関係法令等の遵守)

第25条 受託者は、業務の履行にあたり、大気汚染防止法その他関係法令等を遵守しなければならない。

(委託者による立会い等)

第26条 受託者は、委託者が立会いを必要と認めた業務については、当該立会いを受けて業務を履行しなければならない。

- 2 委託者は、受託者の立会いのもと、履行場所の業務開始前の状況の確認と貸与品等の引渡しを行うものとする。
- 3 受託者は、委託者が指定する時期に、業務に係る自主検査表を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- 4 委託者は、業務完了後速やかに受託者の立会いのもと、履行場所の業務完了後の状況と返却される貸与品等の状況の確認を行うものとする。

(検査)

第27条 受託者は、毎月末及び業務が完了したときは、報告書等を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、受託者の業務の履行を確認するため、委託者の定めた検査職員による検査を実施し、その結果を受託者に通知するものとする。

(事務室等の使用)

第28条 委託者は、業務の履行に必要な事務室、更衣室（作業衣ロッカー、洗濯機等を含む。）、浴室等及び駐車場（以下「事務室等」という。）を履行期間中、無償で貸与する。

- 2 受託者は、事務室等の使用期間中、受託者の過失により汚損等があったときは、直ちに修復するものとし、修復に要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、業務履行に必要な工具、機材、重機等について、委託者の所有物を借用したい場合は、借用物リストを作成して、委託者へ借用願いを提出し許可を受けてから使用すること。また、必要な工具、機材等がある場合は許可を受けてから業務履行に使用すること。
- 4 受託者の業務履行に必要な備品等を事務室等内へ搬入して使用する場合は、その都度、搬入品リストを作成して、委託者へ提出し許可を受けること。

(費用負担の範囲)

第29条 業務の履行にあたり、必要とする経費の負担の範囲は、次のとおりとする。

(1) 委託者が負担する費用の範囲

ア 電力、蒸気、水、温水の供給及び排水の処理に要する費用

イ 整備、補修等に要する機械部品、各種薬品類、油脂類、洗浄油、養生シート

- 類、記録用紙類、計測器等機器類の購入に要する費用
- ウ その他、委託者が特に必要と認めるもの
- (2) 受託者が負担する費用の範囲
 - ア 業務従事者の雇用に係る費用
 - イ 受託者が使用する事務用備品、什器、外線電話等通信設備（テレビ受信料含む。）、電化器具、生活用品、衛生用品及び日用品類の購入等に要する費用
 - ウ 業務従事者に貸与する作業服、安全靴、ヘルメット、防塵メガネ、防塵マスクその他安全保護具類の購入等に要する費用
 - エ 設備機器点検整備、工具類及び設備機器の補修、修繕に必要な雑資材類の購入等に要する費用
 - オ 業務の履行に必要な通信費、運搬費
 - カ 受託者の準備期間中における業務の引継ぎ等に要する費用

(貸与品)

第30条 委託者は、受託者が業務履行に必要な次に掲げる書類等を履行期間中、無償で貸与する。

- (1) 機器取扱い説明書、操作説明書、しゅん功図及び運転マニュアル等の工事完成図書類
 - (2) 保守点検用工具類、備付け工具及び工作用機器類
 - (3) 構内電話設備及び放送設備
 - (4) その他、委託者が必要と認めるもの
 - (5) 保安規程及び保安規程細則
- 2 受託者は、貸与品を損傷、盗難、紛失したときは、速やかに委託者に報告し、受託者の負担で弁償しなければならない。
- 3 受託者は、第1項第1号及び第2号に定める貸与図書類を委託者の許可なく履行場所から持ち出してはならない。
- 4 受託者は、貸与図書類を委託者の許可なく複写してはならない。
委託者の許可を得て複写したときは、業務完了後速やかに返却するものとする。
- 5 受託者は、業務完了後速やかに、貸与品を貸与時の場所及び状態に復旧し、返却するものとする。

(保険の加入)

第31条 受託者は、業務の履行上において、受託者の責に帰すべき事由により他人の身体または財物に与えた損害及び委託者の施設、設備等に与えた損害を補償する賠償責任保険等必要な保険に加入しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを遅滞なく委託者に提示しなければならない。

(環境への配慮)

第32条 受託者は、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項を実施することにより環境負荷低減に努めなければならない。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努める。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。
- (4) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し極力節約に努める。
- (5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施及び経済速度での走行等環境に配慮した運転に心がける。
- (6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。
- (7) 業務従事者に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について研修を行う。
- (8) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物または劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

(提出書類)

第33条 受託者は、次に掲げる書類を作成して所定の期間に提出しなければならない。

- (1) 準備期間内に委託者へ提出する書類
 - ア 運転業務計画書 (1部)
 - (ア) 業務概要書
 - (イ) 実施方針
 - (ウ) 現場組織表（業務従事者の業務分担表、勤務体制表、連絡体制表及び安全管理体制表等を含む。）
 - (エ) 準備作業計画書
 - (オ) 火災、事故時を含む緊急時の体制及び対応表（非常配備計画を含む。）
 - (カ) 運転業務実施計画書
 - (キ) 保守点検整備計画書
 - (ク) 現場作業環境の整理
 - (ケ) 施設の管理及び使用の方法
- (2) 履行期間開始の日に委託者へ提出する書類 (1部)
 - ア 着手届【様式2】
 - イ 業務責任者等指定通知書【様式1】、業務責任者等経歴書【様式1-2】
 - ウ 業務従事者届出書、業務従事者名簿、業務従事者経歴書
- (3) 履行期間の毎翌月第一就業日に委託者へ提出する書類
 - 完了届【様式3】 (1部)

(4) 毎日作成して、管理業務受託者へ翌日(休日等の場合は翌就業日)に各々1部を提出する書類

ア 保安規程細則に定める運転日誌の中で代表例を下記に示す。また、提出する日誌の種類については委託者と協議したものとする。

【分岐棟供用開始前(令和3年8月末頃)まで】

(ア) 直勤務日誌

(イ) 非常用ボイラ運転日誌

(ウ) 各現場巡回日誌

① 補機現場日誌

② 電気日誌

③ 中央監視装置日誌

④ 共通水処理操作盤日誌

イ 排水処理運転日誌

① 給水設備点検(週例)残留塩素測定

② 汚水処理運転日誌

ウ その他、協議した日誌類

【分岐棟供用開始後(令和3年8月末頃)から】

(ア) 直勤務日誌

(イ) 各現場巡回日誌

① 補機現場日誌

② 電気日誌

③ 共通水処理操作盤日誌

エ 排水処理運転日誌

① 給水設備点検(週例)残留塩素測定

② 汚水処理運転日誌

オ その他、協議した日誌類

(5) 翌月第1就業日(休日等の場合は翌就業日)に各々1部を提出する書類

ア 運転業務月報

(ア) 運転業務作業予定

(イ) 運転業務作業実績

(6) 毎年度末の3月31日現在で作成して当日末までに提出する書類

運転業務年報

(1部)

(7) 周期点検に併せた点検結果に伴う随時提出書類

ア 保守点検作業計画書

イ 各種点検表

【分岐棟供用開始前(令和3年8月末頃)まで】

(ア) 第1種圧力容器月例自主検査表

(イ) 非常用ボイラ定期自主検査表(1月以内)

- (ウ) 非常用ディーゼル発電機点検日誌
- (エ) A重油及び薬品タンク点検表
- (オ) ホイスト月例点検表
- (カ) ホイスト年次点検表
- (キ) 空調機械設備月例点検表
- (ク) 電気関係月例点検表
- (ケ) 焼却炉閉鎖状況確認点検表（3月毎）
- (コ) 防火管理自主検査表
- (ク) 業務用冷凍空調機器簡易点検記録表（3月毎）

【分岐棟供用後（令和3年8月末頃）から】

- (ア) 蒸気ボイラ定期自主検査表（1月以内）
- (イ) A重油及び薬品タンク点検表
- (ウ) 空調機械設備月例点検表
- (エ) 電気関係月例点検表
- (オ) 防火管理自主検査表
- (カ) 業務用冷凍空調機器簡易点検記録表（3月毎）

ウ 研修・教育・訓練等実施報告書

エ 事故・故障等報告書

(8) 受託期間満了日に提出する書類（休日等の場合は翌就業日）（1部）

ア 貸与品等返納書（借用品等内訳書を添付すること。）

イ 搬入品リスト

(9) その他、提出時期を定めて委託者が指示する書類

- 2 前項に掲げた、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、その理由を明確にしたうえで、委託者と協議して変更するものとする。

（業務の引継ぎ等）

第34条

1 次期受託者への業務引継等

- (1) 受託者は、次期受託者決定後に、次期受託者に対し業務引継ぎを行うこと。
- (2) 円滑な業務引き継ぎのため、業務内容の具体的な要領（運転フロー、機器の設定値、整備要領、緊急時対応等）について、引継用文書を作成するとともに、その引継内容については、委託者の許可を得ること。
- (3) 受託者は、本業務に係る次期受託者決定後、業務責任者、または関係法令等を含めた業務に精通する者が、次期受託者に対し、前記した引継文書による業務引継ぎを相当期間行うこと。
- (4) 業務引継ぎにあたり、引継文書で網羅できない内容については、工場内へ立ち入りのうえ教示すること。なお、立ち入りについては委託者の許可を得ること。
- (5) 前記(3)及び(4)にあたり、次期受託者の工場内立ち入りを円滑に受けること。

- (6) 業務引継については、本受託者が次期受託者となった場合は必要としないが、(2)に示す文書については作成して受託者において保管するものとする。
- (7) 業務引継に係る、日程等について次期受託者と調整すること。
- (8) 業務の引継ぎに係る作成文書は、引継ぎ終了後、委託者に提出すること。なお、成果品の権利は委託者に帰属する。
- (9) 引継ぎに係る履行報告書は、受託者及び次期受託者双方が署名捺印し、委託者に提出すること。なお、本受託者が次期受託者となった場合は必要としない。

(労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項)

第35条

委託者は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（特記様式1）」及び「業務従事者配置計画書（特記様式2）」を、業務の履行開始日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記(1)の「業務従事者名簿（特記様式1）」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（特記様式3）」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（特記様式4）を提出すること。

2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあっては、受託者は、上記1の書面のほか、契約約款第18条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、

委託者が確認できる状態にすること。

- (1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
- (2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの

(業務における新型コロナウイルス等の感染予防対策)

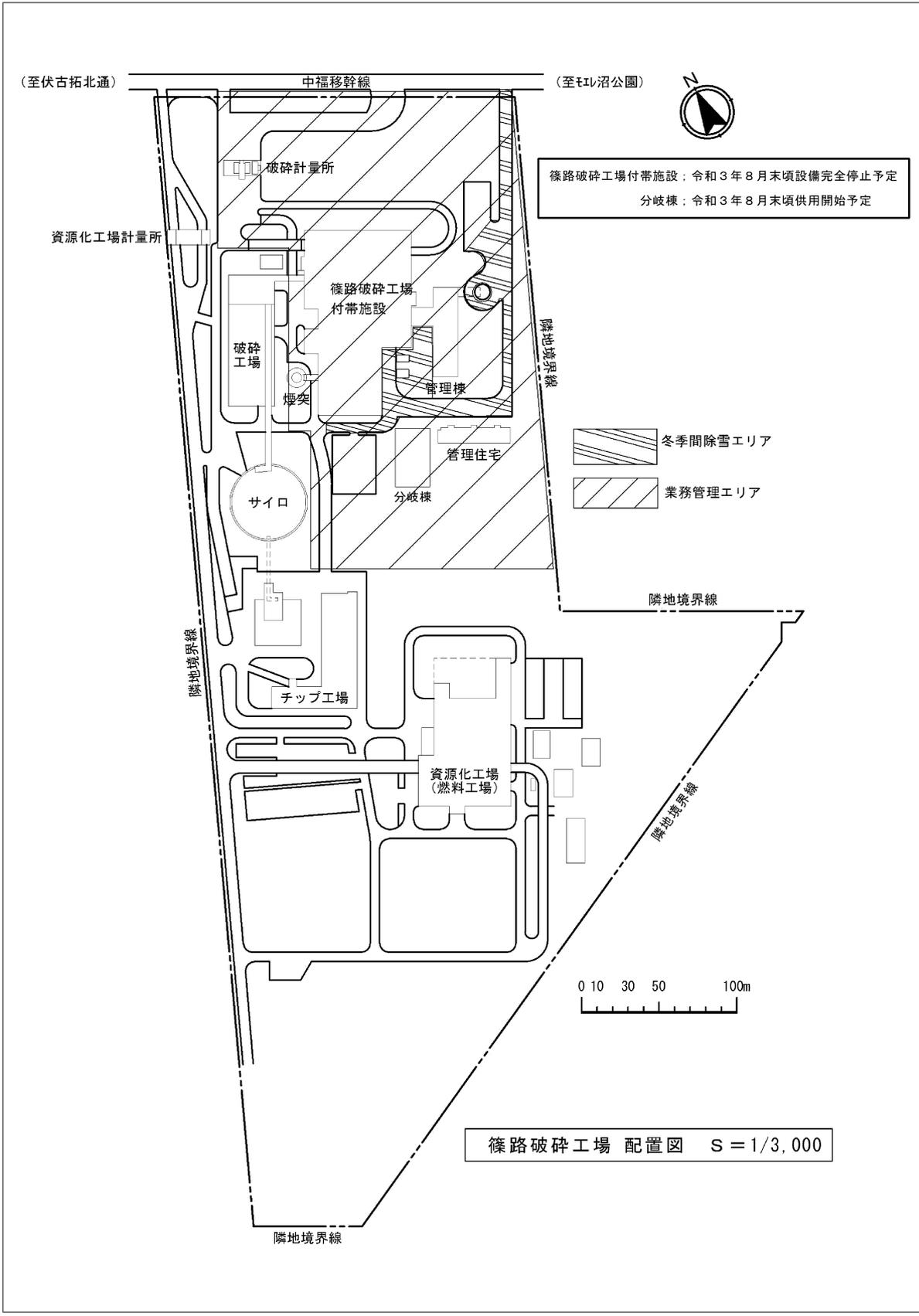
第36条 受託者は、新型コロナウイルス等の感染予防対策について、次に掲げる事項に努めなければならない。

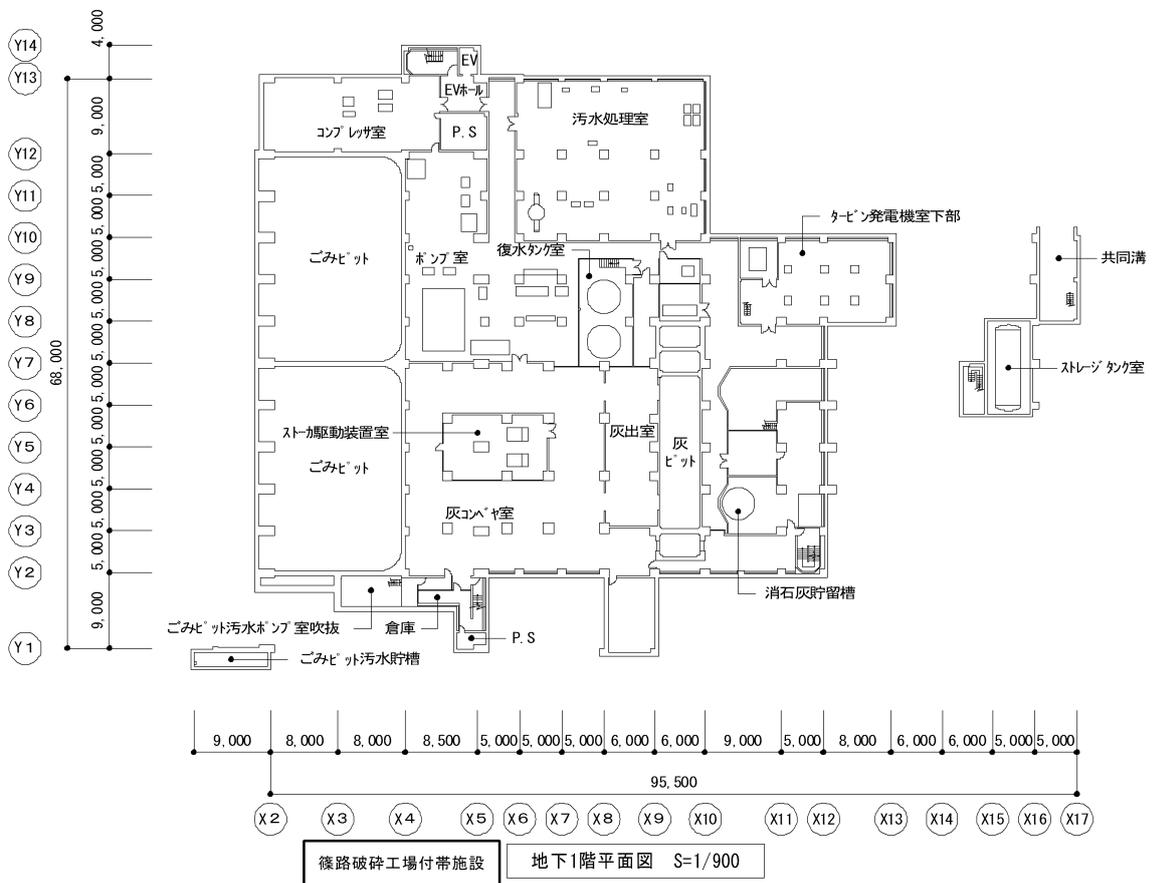
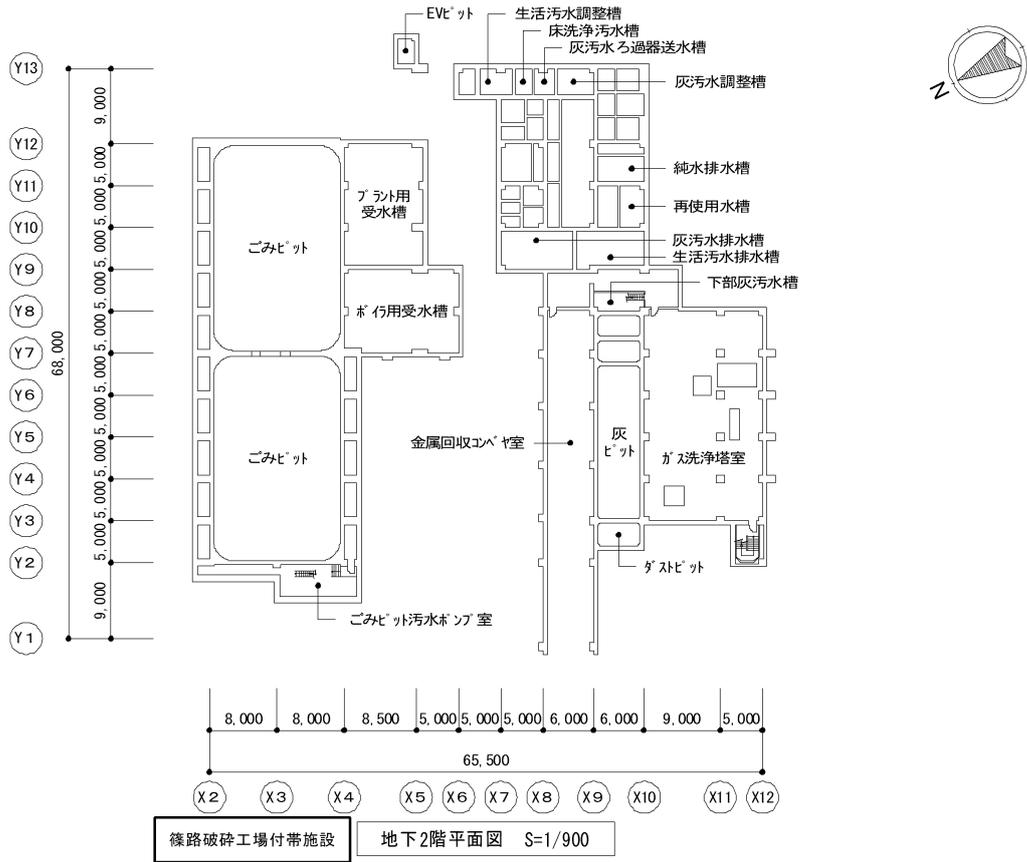
- (1) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など業務従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) コロナウイルス等感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

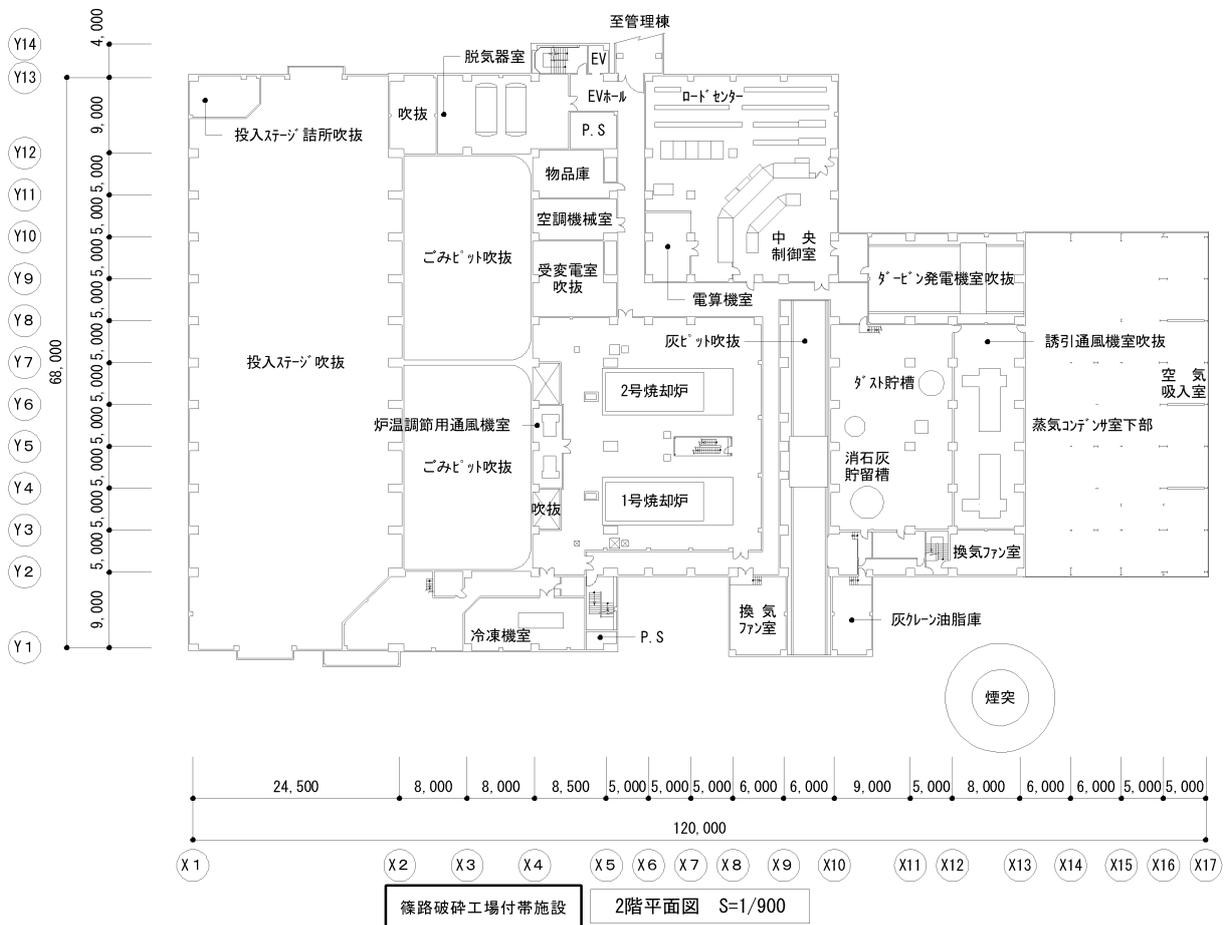
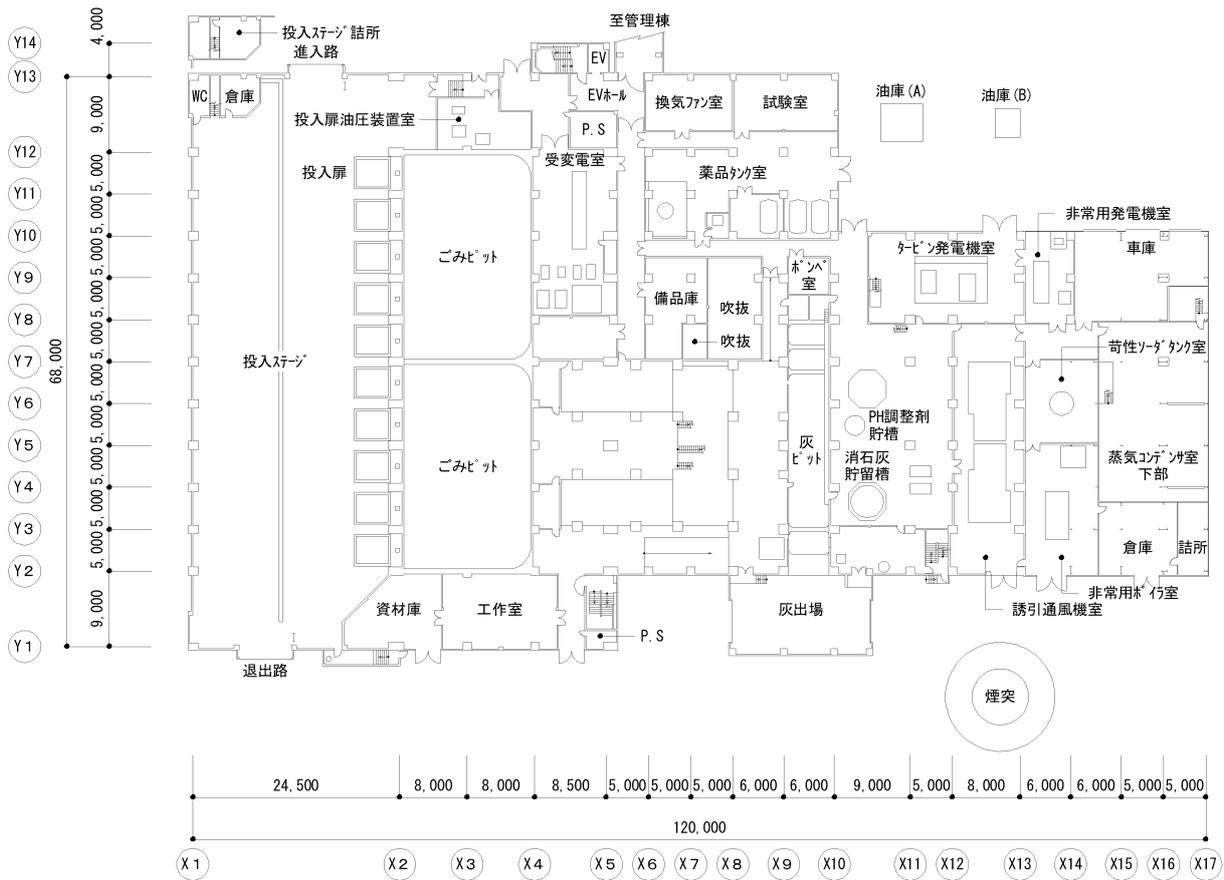
(その他)

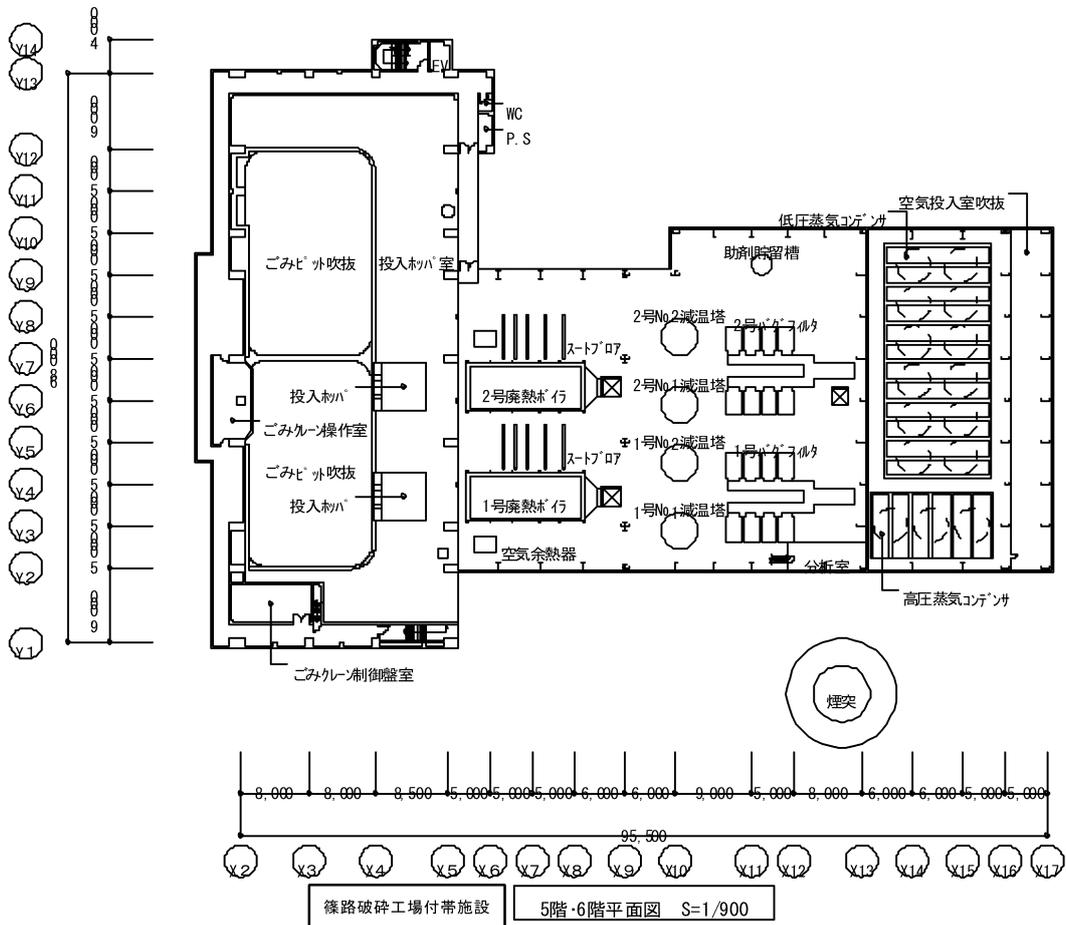
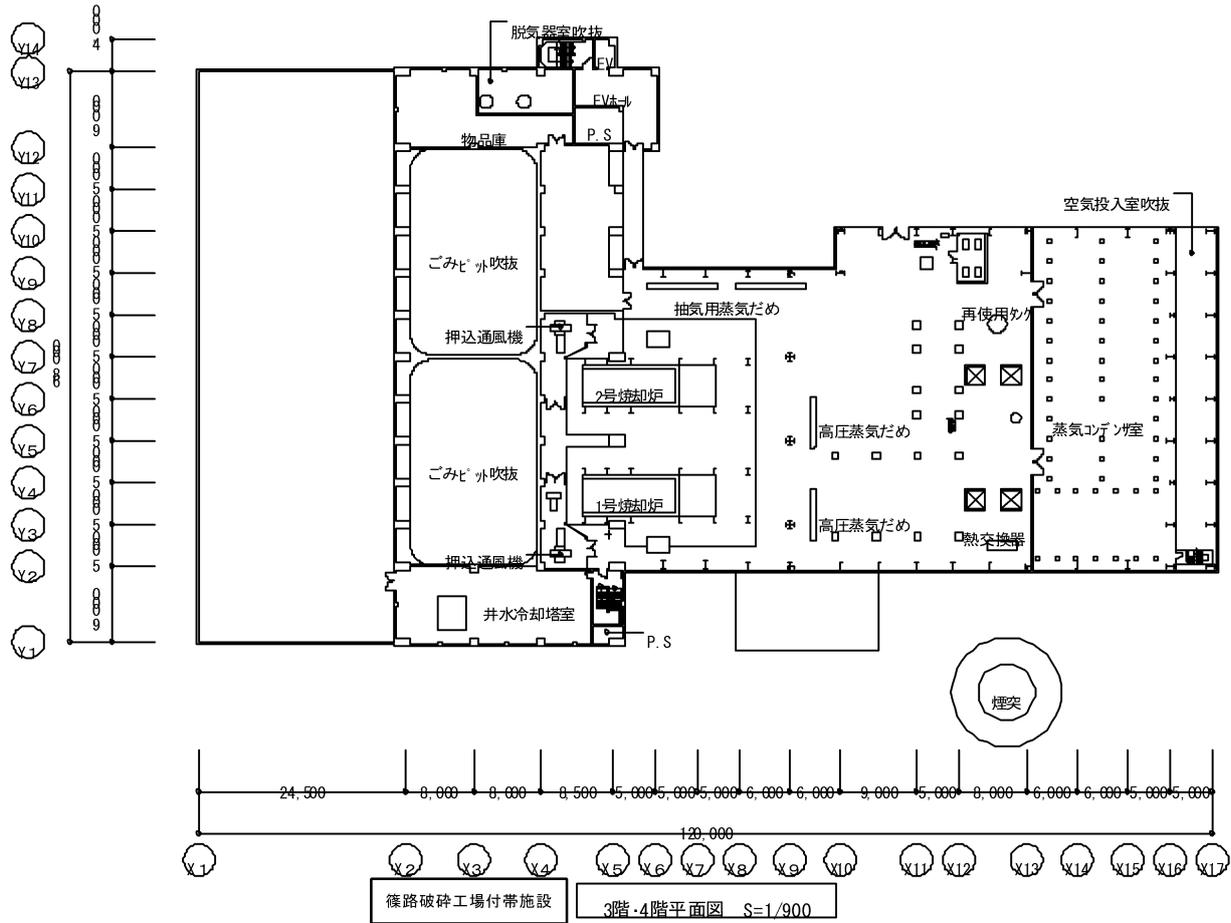
第37条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

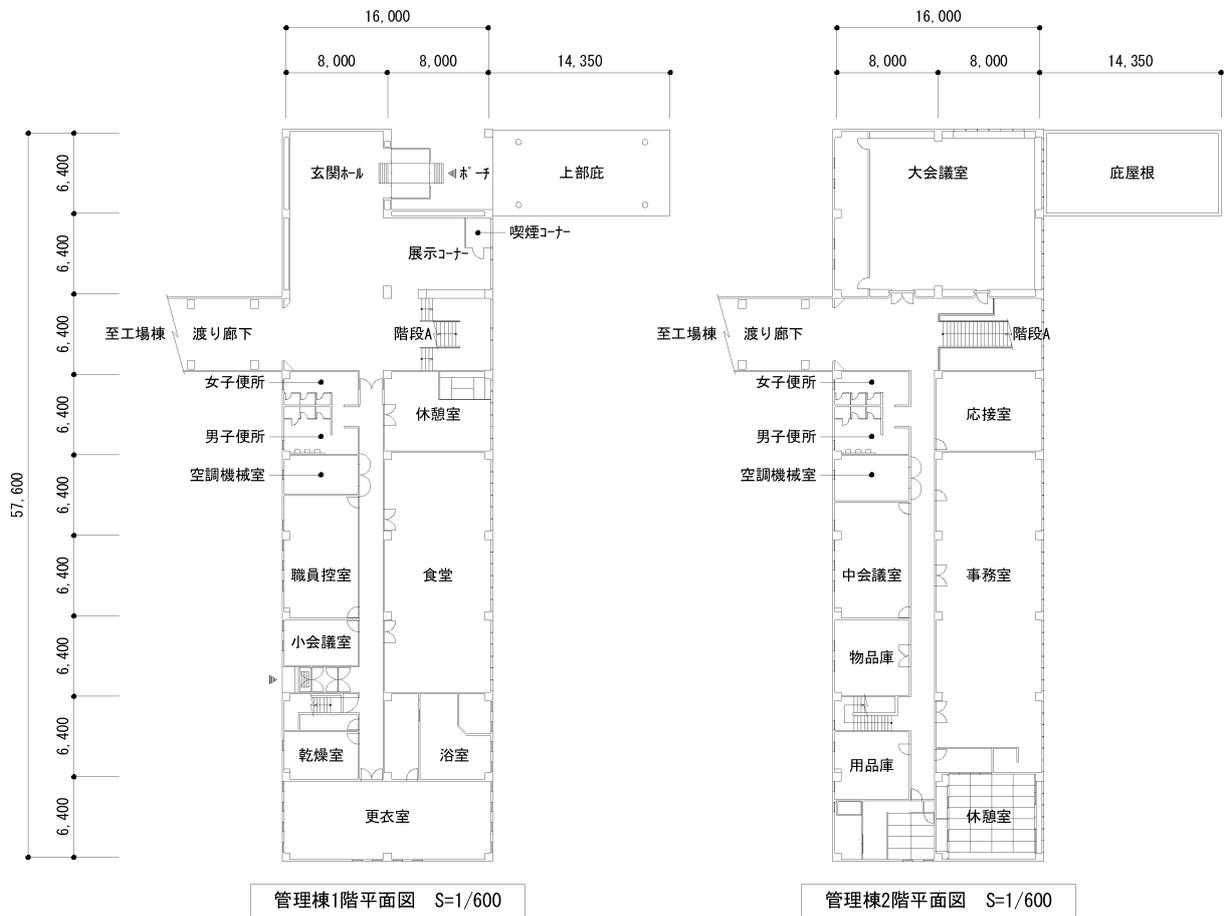
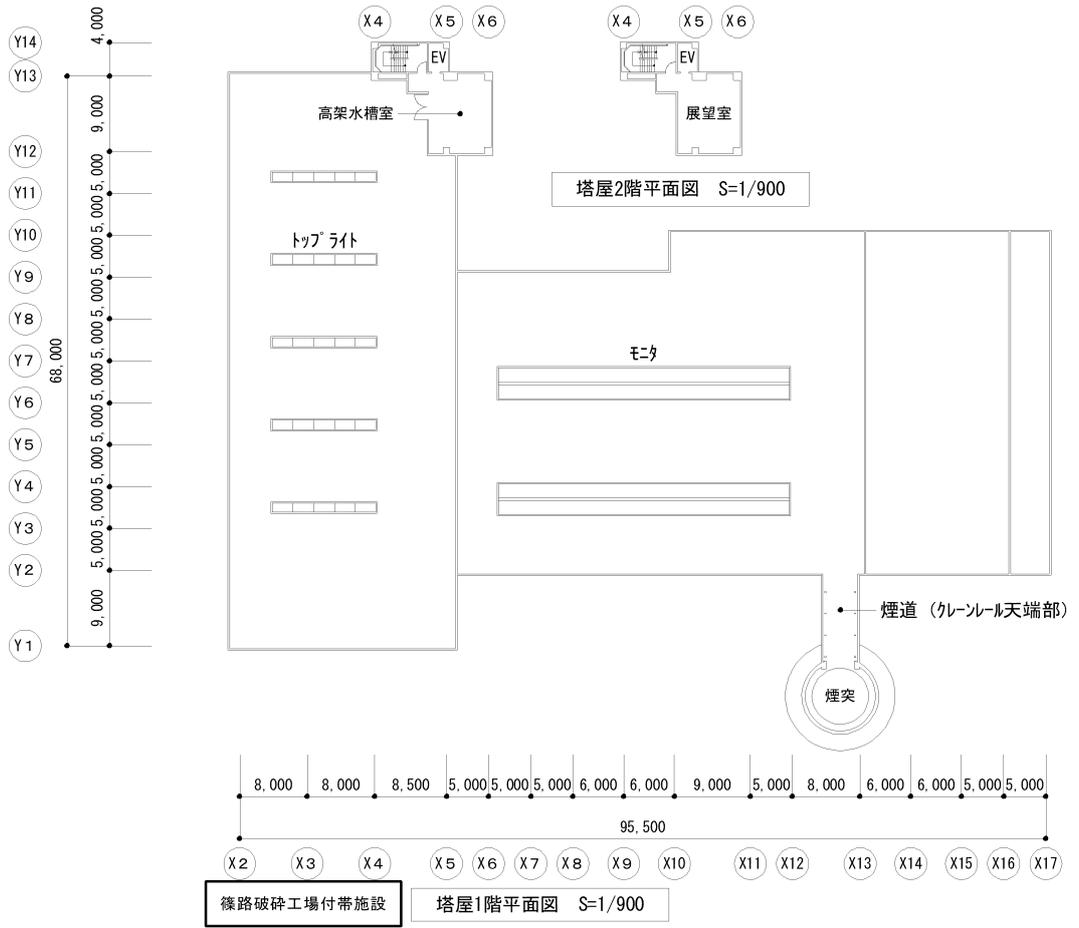


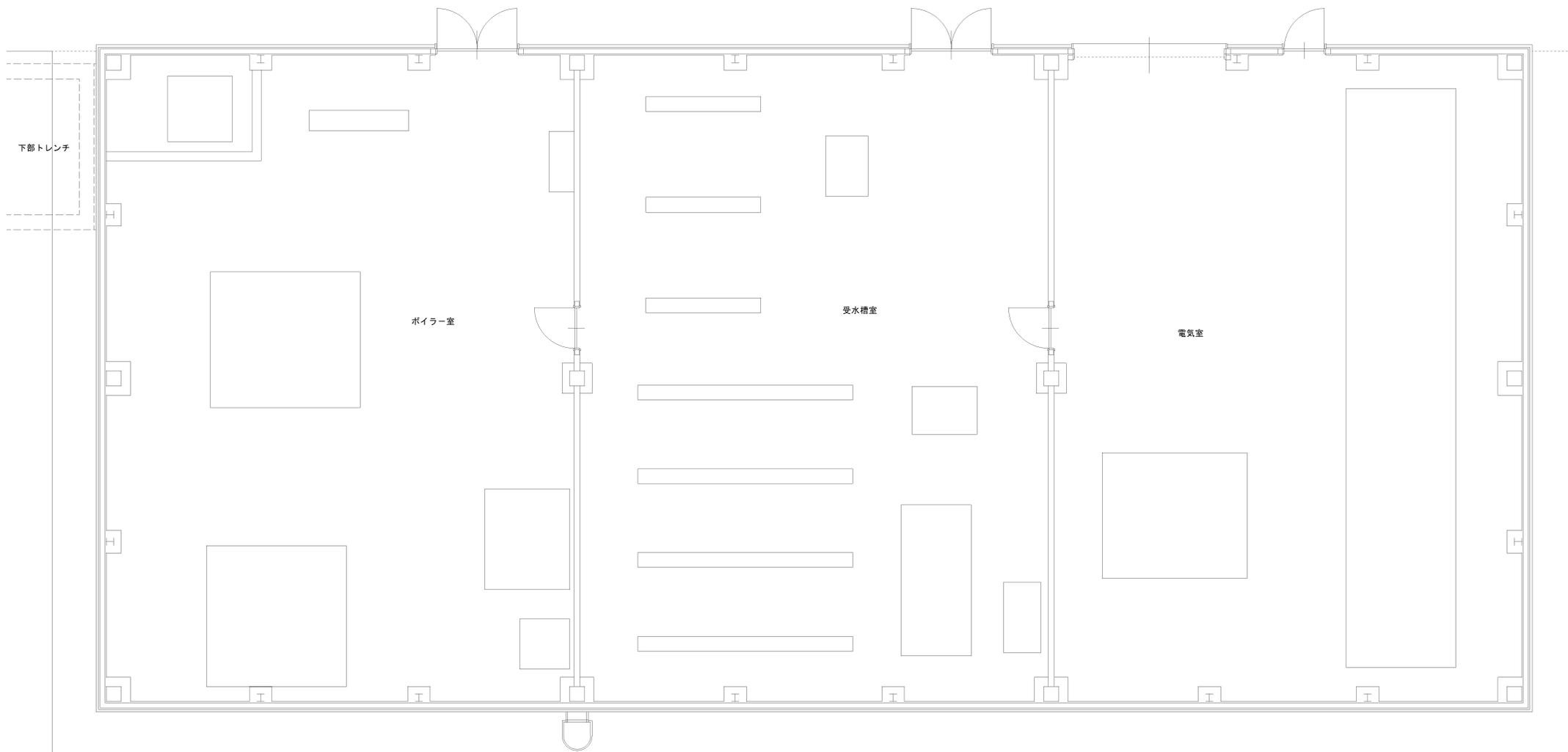












分岐棟 平面図

分岐棟供用開始前（令和 3 年 8 月末頃）まで

工場設備主要機器一覧表

設備名	機器名	仕 様	数 量
受	No.1 及びNo.2 計量器	形式：マルチロードセル式（ピット型） 使用範囲：200～25,000kg 最少目盛：10kg 積載寸法：2,700mm×6,500mm	2 台
	No.3 計量器	形式：マルチロードセル式（ピット型） 使用範囲：200～30,000kg 最少目盛：10kg 積載寸法：3,000mm×8,000mm	1 台
入	投入ステージ 出入口扉	形式：自動開閉方式 有効寸法：幅 3,000mm×高さ 4,000mm×2 枚 開閉方式：ループスイッチ及び押釦操作方式 開閉装置：油圧シリンダ方式	2 か所
	ごみピット	材質：コンクリート製 寸法：長さ 48.8m×幅 15.0m×高さ 9.65m（2 分割） 容量：約 7,000m ³	1 か所
供	ごみピット散水 装置	ポンプ 形式：多段タービンポンプ 吐出量：47m ³ /時間 全揚程：100m 電動機 出力：22kW 電圧：AC400V	1 台
	ごみピット放水 銃装置	形式：電動式遠隔操作方式 放水量：450ℓ/分 放水銃性能 俯仰角度：上向 0° 下向 -90°（リミットスイッチ付） 旋回角度：左右 90°（リミットスイッチ付） 駆動電動機 形式：ギヤードブレーキモータ 出力：0.1kW 電圧：AC400V 減速比：1/50	4 台
給	ごみクレーン（休 止）	形式：電動油圧式グラブバケット付天井クレーン 吊上げ荷重：11.75t 定格荷重：6.25t バケット容量：5m ³ 径間：21.8m 揚程：34.3m 計量方式：ロードセル方式 巻上電動機 出力：132kW 電圧：AC400V 数量：1 台 開閉電動機 出力：22kW 電圧：AC400V 数量：1 台 横行電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V 数量：1 台 走行電動機 出力：11kW 電圧：AC400V 数量：1 台	2 基
	ごみ投入ホッパ	材質：鋼板製 上部寸法：幅 5,800mm×奥行き 6,300mm 下部寸法：幅 1,200mm×奥行き 4,050mm	2 か所
備	ブロータンク	材質：鋼板製 形状：円筒型 寸法：内径 1,900mmφ×高さ 2,400mm×厚さ 6mmt 容量：6m ³	1 台
	復水タンク	材質：ステンレス製 形状：円筒型 寸法：内径 4,200mmφ×高さ 3,850mm×厚さ 6mmt 容量：51m ³	2 台
	清缶剤注入装置	形式：連続ポンプ注入式 薬液：清缶剤、脱酸剤 ポンプ 形式：プランジャー形 吐出量：3.9ℓ/時間 数量：2 台 電動機 出力：0.2kW 電圧：AC400V 数量：2 台	2 組
	ロードヒーティ ング用熱交換器	形式：横置きシェルアンドチューブ形 熱交換容量：14,400MJ/時間 蒸気側最高使用圧力：0.588MPa 温水側最高使用圧力：0.981MPa 蒸気流量：6.9t/時間 蒸気常用圧力：0.49MPa 蒸気入口温度：158℃ ドレン出口温度：95℃ 温水入口温度：40℃ 温水出口温度：50℃ 伝熱面積：21.2m ²	1 台

設備名	機器名	仕様	数量
余熱	温水暖房用熱交換器	形式：横置きシェルアンドチューブ形 熱交換容量：4,940MJ/時間 蒸気側最高使用圧力：0.588MPa 温水側最高使用圧力：0.981MPa 蒸気流量：2.43t/時間 蒸気常用圧力：0.49MPa 蒸気入口温度：158℃ ドレン出口温度：95℃ 温水入口温度：70℃ 温水出口温度：80℃ 伝熱面積：11.7m ²	1台
	給湯用熱交換器	形式：横置き円筒貯湯形 熱交換容量：1,170MJ/時間 蒸気側最高使用圧力：0.588MPa 温水側最高使用圧力：0.981MPa 蒸気流量：0.56t/時間 蒸気常用圧力：0.49MPa 蒸気入口温度：158℃ ドレン出口温度：95℃ 温水入口温度：50℃ 温水出口温度：60℃ 伝熱面積：13.2m ²	2台
利用設備	純水装置	処理方式：イオン交換樹脂（混床）方式 1サイクルあたりの採水量：6m ³ /時間×41.7時間/サイクル=250m ³ /サイクル 原水水質 pH：7.1 濁度：1度以下 色度：2度以下 処理水水質 電気伝導度：10μS/cm以下 残留シリカ：0.05mg/l以下 ろ過塔 寸法：950mmφ×高さ1,800mm 数量：1基 混床塔 寸法：1,250mmφ×高さ3,000mm 数量：1基 塩酸計量槽 寸法：600mmφ×高さ1,500mm 数量：1基 苛性ソーダ計量槽 寸法：600mmφ×高さ1,500mm 数量：1基 原水ポンプ 形式：片吸込渦巻ポンプ 数量：2台 原水ポンプ電動機 出力：2.2kW 電圧：AC400V 数量：2台	1系列
	抽気ヘッダ	構造：横置円筒形 寸法：573mmφ×9,670mm×16mmt 最高使用圧力：0.59MPa 常用圧力：0.49MPa 最高使用温度：240℃	2台
	暖房用温水ヘッダ（往）	形式：横置き円筒形 最高使用圧力：0.49MPa 内容積：0.38m ³	1台
	暖房用温水ヘッダ（還）	形式：横置き円筒形 最高使用圧力：0.49MPa 内容積：0.33m ³	1台
	ロードヒーティング用温水ヘッダ（往）	形式：横置き円筒形 最高使用圧力：0.49MPa 内容積：0.609m ³	1台
	ロードヒーティング用温水ヘッダ（還）	形式：横置き円筒形 最高使用圧力：0.49MPa 内容積：0.453m ³	1台
	ロードヒーティング設備（西側以外休止）	形式：地中埋設温水式 布設面積：11,000m ² 単位面積熱負荷：1,050kJ/m ² ・時間 東側系統温水ポンプ 形式：片吸込渦巻ポンプ 吐出量：125m ³ /時間 吐出圧力：0.56MPa 全揚程：27m 数量：1台 東側系統温水ポンプ電動機 出力：15kW 電圧：AC400V 数量：1台 北側系統温水ポンプ 形式：片吸込渦巻ポンプ 吐出量：125m ³ /時間 吐出圧力：0.56MPa 全揚程：27m 数量：1台 北側系統温水ポンプ電動機 出力：15kW 電圧：AC400V 数量：1台	1式

設備名	機器名	仕様	数量
余	ロードヒーティング設備 (西側以外休止)	西側系統温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：125m ³ /時間 吐出圧力：0.56MPa 全揚程：27m 数量：1台 西側系統温水ポンプ電動機 出力：15kW 電圧：AC400V 数量：1台 破碎棟系統温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：125m ³ /時間 吐出圧力：0.56MPa 全揚程：27m 数量：1台 破碎棟系統温水ポンプ電動機 出力：15kW 電圧：AC400V 数量：1台 予備ポンプ及び予備電動機 数量：各1台	1式
	蒸気暖房設備	形式：ストリップヒータによるふく射暖房式 供給蒸気圧力：0.49MPa 暖房面積 ごみ投入ステージ：1,150m ² 灰出し場：150m ² 粗大ごみ投入ステージ：1,200m ²	1式
利 用	温水暖房設備 (住宅用休止)	工場棟一般温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：24m ³ /時間 全揚程：40m 数量：1台 工場棟一般温水ポンプ電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V 数量：1台 5階空調機室温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：24m ³ /時間 全揚程：40m 数量：1台 5階空調機室温水ポンプ電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V 数量：1台 管理棟温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：24m ³ /時間 全揚程：40m 数量：1台 管理棟温水ポンプ電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V 数量：1台 住宅棟温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：24m ³ /時間 全揚程：40m 数量：1台 住宅棟温水ポンプ電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V 数量：1台 予備ポンプ及び予備電動機 数量：各1台	1式
	設 備	給湯設備 (住宅用休止)	工場棟温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：10.2m ³ /時間 全揚程：13m 数量：1台 工場棟温水ポンプ電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V 数量：1台 管理棟温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：10.2m ³ /時間 全揚程：13m 数量：1台 管理棟温水ポンプ電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V 数量：1台 住宅棟温水ポンプ 形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：18m 数量：1台 住宅棟温水ポンプ電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V 数量：1台 予備ポンプ及び予備電動機 数量：各1台
重油タンク		材質：鋼板製 形状：円筒型横置き形 寸法：内径 3,000mm φ × 有効長さ 9,000mm 胴板、鏡板厚さ：12mmt 容量：60kℓ	1基
重油サービスタンク		材質：鋼板製 形状：円筒型縦形 寸法：内径 1,160mm φ × 高さ 2,010mm 容量：1,950ℓ	1基

設備名	機器名	仕様	数量
余熱利用設備	非常用ボイラ	形式：炉筒煙管式 外形寸法：長さ 6,072mm×幅 2,815mm×高さ 3,110mm ボイラ乾燥重量：13.1t ボイラ満水重量：21.3t 最高使用圧力：0.98MPa 定格蒸発量：6,000 kg/時間 給水温度：20℃ 伝熱面積：59.5m ² 使用燃料：A重油 定格燃料消費量：450 kg/時間 燃焼室容積：4.24m ³ 制御方式：全自動電気式比例制御方式 給水ポンプ 吐出量：7.2m ³ /時間 吐出圧力：1.08MPa 給水ポンプ電動機 出力：5.5kW 押込ファン 風量：110m ³ /分 静風圧：6.77kPa 押込ファン電動機 出力：22kW オイルバーナ 最大噴射量：520ℓ/時間 オイルバーナ電動機 出力：3.7kW オイルギヤポンプ 吐出量：1.02m ³ /時間 オイルギヤポンプ電動機 出力：0.4kW 燃料小出し槽 容量：295ℓ	1基
通風設備	煙突	外筒 材質：鉄筋コンクリート製 高さ：GL+99m GL部外径：約 13m 頂部外径：約 6.7m 内筒 材質：鋼板製 ノズル先端高さ：GL+100m 平均口径：約 2.96m ノズル先端口径：約 2.6m	1組
灰出し設備	灰ピット	材質：コンクリート製 構造：防水構造 寸法：幅 4.8m×長さ 21.25m×深さ 10.55m 容量：約 600m ³	1か所
	灰クレーン (休止)	形式：電動油圧式グラブバケット付天井クレーン 吊上げ荷重：9.1t バケット容量：3.5m ³ 定格荷重：4.9t 径間：4m 揚程：14.25m 巻上電動機 出力：55kW 開閉電動機 出力：22kW 横行電動機 出力：0.75kW 走行電動機 出力：5.5kW 電動機電圧：AC400V 電動機数量：各 1台	1基
給水設備	ボイラ水受水槽	材質：鉄筋コンクリート製 形状：角形 容量：400m ³	1基
	プラント水受水槽	材質：鉄筋コンクリート製 形状：角形 容量：400m ³	1基
	上水受水槽	材質：繊維強化プラスチック製 形状：角形（サンドイッチ構造） 寸法：幅 7.5m×奥行き 5.0m×高さ 2.0m 容積：66m ³	1基
	上水副受水槽	材質：繊維強化プラスチック製 形状：角形（サンドイッチ構造） 寸法：幅 2.5m×奥行き 2.0m×高さ 1.0m 容積：5m ³	1基
	井水（工業用水） 貯槽	材質：繊維強化プラスチック製 形状：角形（サンドイッチ構造） 寸法：幅 4m×奥行き 4m×高さ 3.0m 容積：40m ³	1基
	再使用水槽	材質：鉄筋コンクリート製 形状：角形 容量：40m ³	1基
	プラント水冷却 塔	形式：クロスフロー式クーリングタワー 寸法：4,340mm×3,680mm×3,050mm（塔高 2,070mm） 冷却水量：220t/時間 運転重量：5.28t 乾燥重量：1.84t 送風機 空気量：998m ³ /分 電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V 駆動方式：Vベルト駆動方式	1基
	プラント水高架 タンク	材質：繊維強化プラスチック製 形状：角形（サンドイッチ構造） 寸法：幅 5.0m×奥行き 4.0m×高さ 3.0m 容量：60m ³	1台
	上水高架タンク	材質：繊維強化プラスチック製 形状：角形（サンドイッチ構造） 寸法：幅 3.5m×奥行き 1.5m×高さ 3.0m 容量：15m ³	1台

設備名	機器名	仕様	数量
給 水 設 備	再使用水タンク (休止)	材質：繊維強化プラスチック製 形状：円筒形 寸法：径 2.25mφ×高さ 2.9m 容量：10m ³	1 台
	プラント水揚水 ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：270m ³ /時間 全揚程：56m 電動機 出力：65kW 電圧：AC400V	2 台
	プラント水冷却 塔送水ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：220m ³ /時間 全揚程：30m 電動機 出力：30kW 電圧：AC400V	2 台
	非常用ボイラ原 水ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：6.9t/時間 全揚程：110m 電動機 出力：7.5kW 電圧：AC400V	2 台
	上水揚水ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：12m ³ /時間 全揚程：55m 電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V	2 台
	井水送水ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：42m ³ /時間 全揚程：35m 電動機 出力：7.5kW 電圧：AC400V (各 2 台のうち 1 台予備)	2 台
	再使用水ポンプ	形式：水中ポンプ 吐出量：10m ³ /時間 全揚程：25m 電動機 出力：7.5kW 電圧：AC400V	2 台
排 水 処 理 設 備	床洗浄汚水槽	材質：コンクリート製 容量：16m ³	1 基
	灰ピット汚水槽	材質：コンクリート製 容量：30m ³	1 基
	灰汚水調整槽	材質：コンクリート製 容量：33m ³	1 基
	汚泥濃縮槽 (休 止)	材質：コンクリート製 容量：8m ³	1 基
	灰汚水ろ過器送 水槽 (休止)	材質：コンクリート製 容量：14m ³	1 基
	灰汚水排水槽	材質：コンクリート製 容量：140m ³	1 基
	生活汚水排水槽	材質：コンクリート製 容量：140m ³	1 基
	純水排水槽	材質：コンクリート製 容量：49m ³	1 基
	生活汚水調整槽	材質：コンクリート製 容量：30m ³	1 基
	灰汚水計量槽 (休 止)	本体材質：ポリ塩化ビニル製 寸法：縦 500mm×横 1,000mm×高さ 500mm 容量：0.25m ³	1 基
	灰汚水混合槽 (休 止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 寸法：縦 1,200mm×横 2,700mm×高さ 1,000mm 灰汚水反応槽 灰汚水混和槽 灰汚水凝集槽 容量：各 0.8m ³	1 基
	灰汚水凝集沈殿 槽 (休止)	形式：中心駆動 2 枚羽根式 本体材質：鋼板及びステンレス製 処理能力：3m ³ /時間 容量：9.8m ³	1 基
	灰汚水中和槽 (休 止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 寸法：縦 1,000mm×横 1,300mm×高さ 1,000mm 容量：0.8m ³	1 基
	灰汚水メカナ (休止)	円板面積：1,617m ² 流入水量：1.5m ³ /時間 水槽容量：13.2m ³ 電動機 出力：1.5kW 電圧：AC400V	2 組
	灰汚水ろ過器 (休 止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 寸法：内径 0.8mφ×有効高さ 2.4m	1 基
	灰汚水スクリー ン (休止)	本体材質：ステンレス製 処理能力：20m ³ /時間 スクリーン目幅：5mm	1 基
塩酸貯槽	材質：鋼板製 形状：円筒横形 塩酸濃度：35% 有効寸法：径 2,000mmφ×長さ 3,000mm 容積：10m ³	1 基	
苛性ソーダ貯槽	材質：鋼板製 形状：円筒縦形 苛性ソーダ濃度：48% 有効寸法：内径 1,940mmφ×高さ 3,610mm 容積：10m ³	1 基	

設備名	機器名	仕様	数量
排水処理設備	塩化第二鉄貯槽 (休止)	材質：鋼板製 形状：横形 塩化第二鉄濃度：37% 有効寸法：径 2,000mmφ×長さ 3,000mm 容積：10m ³	1基
	塩酸希釈槽	本体材質：繊維強化プラスチック製 塩酸濃度：10% 寸法：内径 800mmφ×高さ 1,200mm 容量：0.5m ³	1基
	苛性ソーダ希釈槽	本体材質：繊維強化プラスチック製 苛性ソーダ濃度：10% 寸法：内径 800mmφ×高さ 1,200mm 容量：0.5m ³	1基
	希釈塩酸ヘッドタンク	本体材質：繊維強化プラスチック製 塩酸濃度：10% 寸法：内径 500mmφ×高さ 500mm 容量：50ℓ	1基
	希釈苛性ソーダヘッドタンク	本体材質：繊維強化プラスチック製 苛性ソーダ濃度：10% 寸法：内径 500mmφ×高さ 500mm 容量：50ℓ	1基
	灰汚水キレート貯槽 (休止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 液体キレート濃度：100% 寸法：内径 1,200mmφ×高さ 1,400mm 容量：1m ³	1基
	灰汚水キレート希釈槽 (休止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 液体キレート濃度：5% 寸法：内径 800mmφ×高さ 1,200mm 容量：500ℓ	1基
	高分子凝集剤連続自動溶解装置 (休止)	溶解槽材質：繊維強化プラスチック製 容量：500ℓ 給粉機電動機：出力 0.1kW 電圧：AC400V 攪拌機電動機：出力 0.4kW 電圧：AC400V	1組
	次亜塩素酸ソーダ希釈槽 (休止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 次亜塩素酸ソーダ濃度：2% 寸法：内径 1,200mmφ×高さ 1,200mm 容量：1m ³	1基
	リン酸希釈槽 (休止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 リン酸濃度：3% 寸法：内径 1,200mmφ×高さ 1,200mm 容量：1m ³	1基
	消泡剤希釈槽 (休止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 消泡剤濃度：1% 寸法：内径 1,200mmφ×高さ 1,200mm 容量：1m ³	1基
	濃縮汚泥タンク (休止)	本体材質：繊維強化プラスチック製 寸法：内径 1,400mmφ×高さ 1,500mm 容量：2m ³	1基
	床洗浄汚水送水ポンプ	形式：水中ポンプ 吐出量：6m ³ /時間 全揚程：9m 電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V	1台
	灰ピット汚水送水ポンプ (休止)	形式：水中ポンプ 吐出量：12m ³ /時間 全揚程：20m 電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V	1台
	灰汚水送水ポンプ (休止)	形式：水中ポンプ 吐出量：6m ³ /時間 全揚程：9m 電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V	1台
	灰汚水ろ過器送水ポンプ (休止)	形式：水中ポンプ 吐出量：3.6m ³ /時間 全揚程：9m 電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V	1台
	汚泥引抜ポンプ (休止)	形式：一軸ネジポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：8m 電動機 出力：1.5kW 電圧：AC400V	2台
	汚泥ポンプ (休止)	形式：水中ポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：18m 電動機 出力：5.5kW 電圧：AC400V	1台
	濃縮汚泥ポンプ (休止)	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：12m 電動機 出力：1.5kW 電圧：AC400V	2台
	灰汚水循環ポンプ	形式：水中ポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：8m 電動機 出力：0.4kW 電圧：AC400V	1台
排水ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：36m ³ /時間 全揚程：50m 電動機 出力：11kW 電圧：AC400V	3台	
純水排水循環ポンプ	形式：水中ポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：8m 電動機 出力：0.4kW 電圧：AC400V	1台	

設備名	機器名	仕 様	数 量
排水処理設備	純水排水送水ポンプ	形式：片吸込渦巻きポンプ 吐出量：3m ³ /時間 全揚程：9m 電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V	2台
	生活汚水送水ポンプ	形式：水中ポンプ 吐出量：12m ³ /時間 全揚程：9m 電動機 出力：3.7kW 電圧：AC400V	1台
	床洗浄ポンプ	形式：横軸吸込タービンポンプ 吐出量：26.7m ³ /時間 全揚程：220m 電動機 出力：30kW 電圧：AC400V	1台
	苛性ソーダ送液ポンプ	形式：マグネットドライブ式渦巻きポンプ 吐出量：75ℓ/分 全揚程：15m 電動機 出力：2.2kW 電圧：AC400V	2台
	希釈塩酸揚液ポンプ	形式：定量ポンプ 吐出量：96ℓ/時間 吐出圧力：0.7MPa 電動機 出力：0.1kW 電圧：AC400V	2台
	希釈苛性ソーダ揚液ポンプ	形式：定量ポンプ 吐出量：40.8ℓ/時間 吐出圧力：1MPa 電動機 出力：0.1kW 電圧：AC400V	2台
	灰汚水キレート移送ポンプ（休止）	形式：定量ポンプ 吐出量：3m ³ /時間 揚程：5m 電動機 出力：0.4kW 電圧：AC400V	2台
	希釈灰汚水キレート注入ポンプ（休止）	吐出量：3.6ℓ/時間 吐出圧力：1.3MPa 電動機 出力：0.1kW 電圧：AC400V	2台
	溶解凝集剤注入ポンプ（休止）	吐出量：16.2ℓ/時間 吐出圧力：1MPa 電動機 出力：0.1kW 電圧：AC400V	2台
	炉室排水ポンプ	形式：水中ポンプ 吐出量：12m ³ /時間 全揚程：15m 電動機 出力：3.7kW 電圧：AC400V	2台
	汚水処理ブロワ	形式：ルーツブロワ 空気量：9Nm ³ /分 吐出圧力：0.05MPa 電動機 出力：15kW 電圧：AC400V	2台
汚水処理排気ファン	風量：30Nm ³ /分 静圧：294Pa 電動機 出力：0.75kW 電圧：AC400V	1台	
電気設備	受変電設備 一般事項	契約電力：2,600kW 受電電圧：6,600V 逆送最大電力：3,000kW（電気事業者と自家用発電機の並列運転） 負荷設備容量：5,490kW （内訳） 炉用動力：1,180kW 非常用動力：750kW No.1 共通動力：70kW No.2 共通動力：270kW 汚水処理動力：90kW 蒸気コンデンサ動力：410kW クレーン動力：320kW 高圧動力：1,220kW 建築動力：300kW 電灯：270kW 破碎工場：610kW 他施設への電力供給：同一敷地内の資源化工場（設備容量 2,200kW）に電力を供給	
	取引盤	形式：屋内自立閉鎖形 断路器 形式：3P 電圧：7.2kV 電流：600A	1面
	受電盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：7.2kV 電流：600A しゃ断電流：12.5kA 保護継電装置 電力監視盤に取付け（以下各高圧盤同様とする。）	1面
	受電変成器盤	形式：屋内自立閉鎖形	1面
	受電用変圧器	形式：屋内油入自冷室素密封式 種類：負荷時タップ切換変圧器 容量：3,000kVA 相：三相 1次電圧：6.77～6.3～5.83kV 2次電圧：3.15kV 冷却法式：油入自冷式 油劣化防止装置：隔膜式コンサベータ	1台

設備名	機器名	仕様	数量
電	受電2次盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：1,200A しゃ断電流：25kA	1面
	受電2次変成器盤	形式：屋内自立閉鎖形	1面
	発電機しゃ断盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：2,000A しゃ断電流：25kA	1面
	発電機変成器盤	形式：屋内自立閉鎖形	1面
	No.1 プラント動力 き電盤 (VCB引外中)	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	No.2 プラント動力 き電盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	クレーン動力き 電盤 (VCB引外中)	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	建築動力き電盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	電灯き電盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	破碎機き電盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
気	ゴミサイロき電 盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	資源化工場き電 盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	1号誘引通風機盤 (VCB引外中)	形式：屋内自立閉鎖形 電力用ヒューズ 電圧：3.6kV 電流：200A しゃ断電流：40kA 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
設	2号誘引通風機盤 (VCB引外中)	形式：屋内自立閉鎖形 電力用ヒューズ 電圧：3.6kV 電流：200A しゃ断電流：40kA 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
	1号リアクトル盤 (VCS引外中)	形式：屋内自立閉鎖形 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
備	2号リアクトル盤 (VCS引外中)	形式：屋内自立閉鎖形 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
	コンデンサき電 盤	形式：屋内自立閉鎖形 真空しゃ断器 電圧：3.6kV 電流：600A しゃ断電流：25kA	1面
	SC100kVA 開閉器 盤	形式：屋内自立閉鎖形 電力用ヒューズ 電圧：3.6kV 電流：40A しゃ断電流：40kA 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
	SC200kVA 開閉器 盤	形式：屋内自立閉鎖形 電力用ヒューズ 電圧：3.6kV 電流：75A しゃ断電流：40kA 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
	SC400kVA 開閉器 盤	形式：屋内自立閉鎖形 電力用ヒューズ 電圧：3.6kV 電流：100A しゃ断電流：40kA 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面

設備名	機器名	仕様	数量
電	SC500kVA 開閉器盤	形式：屋内自立閉鎖形 電力用ヒューズ 電圧：3.6kV 電流：150A しゃ断電流：40kA 高圧電磁接触器 電圧：3.3kV 電流：200A	1面
	プラント動力変圧器	種類：屋内H種乾式変圧器 容量：1,500kVA 相：三相 1次電圧：3,150V 2次電圧：420V 冷却方式：強制風冷式 混触防止板付	2台
	クレーン変圧器	種類：屋内H種乾式種変圧器 容量：500kVA 相：三相 1次電圧：3,150V 2次電圧：420V 冷却方式：自冷式 混触防止板付	1台
	建築動力変圧器	種類：屋内H種乾式変圧器 容量：300kVA 相：三相 1次電圧：3,150V 2次電圧：210V 冷却方式：自冷式 混触防止板付	1台
	電灯変圧器	種類：屋内H種乾式変圧器 容量：300kVA 相：単相 1次電圧：3,150V 2次電圧：210-105V 冷却方式：自冷式 混触防止板付	1台
	進相コンデンサ	定格電圧：3,300V 容量：100kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台
	進相コンデンサ	定格電圧：3,300V 容量：200kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台
	進相コンデンサ	定格電圧：3,300V 容量：400kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台
	進相コンデンサ	定格電圧：3,300V 容量：500kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台
	直列リアクトル	定格電圧：3,300V 容量：6kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台
直列リアクトル	定格電圧：3,300V 容量：12kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台	
直列リアクトル	定格電圧：3,300V 容量：24kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台	
直列リアクトル	定格電圧：3,300V 容量：30kVA 相：三相 冷却方式：油入自冷式	1台	
設	電力監視装置 (休止)	機能の概要 負荷しゃ断制御：自家発電と買電の並列運転時に連係点が解列し、何れかの単独運転となった場合に正常設備の許容超過防止を図るために行う負荷しゃ断制御 デマンド制御：自家発電と買電の並列運転時に使用電力が契約電力を超過しないように行う監視・負荷制限	1式
	直流電源装置	形式：屋内自立閉鎖盤 交流入力 電圧：400V 相：三相 定格入力容量：29kVA 最大入力容量：34kVA 整流器整流方式：三相全波整流方式 整流器制御方式：サイリスタ自動定電圧制御方式 直流出力 浮動充電電圧：120.4V 出力電圧精度：浮動±1.5%以内 定格電流：150A 最大垂下電流：定格の120%以下 負荷電圧補償装置 方式：シリコンドロップ方式 蓄電池 種類：据置鉛蓄電池（制御弁式） 電圧：2V 容量：500Ah（10時間率） 数量：54個組	1組
備	非常用発電装置	発電機 形式：三相交流発電機 電気方式；三相三線式 電圧：400V 定格出力：625kVA 力率；遅れ80% 原動機 形式：水冷ディーゼル機機関 出力：560kW 回転数：1,000rpm 起動方式：圧縮機による自動起動 使用燃料：A重油 燃料小出し槽 容量：490ℓ	1組

設備名	機器名	仕様	数量
電気設備	交流無停電電源装置	形式：屋内自立閉鎖盤（トランジスタ式静止形） 整流方式：パルス幅変調方式 冷却方式：強制空冷方式 入力 電気方式：三相三線式 電圧：200V 出力 電気方式：単相二線式 電圧：100V 容量：30kVA 応答時間：50ms 以下 蓄電池 種類：陰極吸収式鉛蓄電池（MSE） 容量：100Ah（10時間率） 数量：180セル相当 停電補償時間：10分間（全負荷時）	1組
	中央計器盤	ストーカ盤 タービン盤 蒸気盤 1号炉盤 ITV盤 2号炉盤 ジェットブロー盤 共通盤 污水处理盤 建築盤 数量：各1面	1式
計装設備	中央操作盤	蒸気盤 クレーン盤 コーナー盤 1号炉盤 2号炉盤 コーナー盤 数量：各1面 データログ盤 共通盤 数量：各2面	1式
	計装機器	種類：指示調節計、指示計、発信器、記録計、検出装置	1式
	監視カメラ装置	カラーカメラ 撮像部：1/2インチCCD 最低被写体照度：0.3lx 解像度：水平470本（中央部）垂直350本（中央部） （管理棟玄関、高圧ヘッダを除く。） 10インチカラーモニタ 水平解像度：280TV本 14インチカラーモニタ 水平解像度：350TV本 監視か所 誘導路 投入ステージ誘導路 計量所 破碎工場ピット 煙突 管理棟玄関 ステージ中央 投入ステージ1～5 投入ステージ6～10 計9台 ごみピット（1） ごみピット（2） 灰クレーン 外気シャッター 休止計4台 モニタ設置か所 中央制御室 10インチカラーモニタ 2台 14インチカラーモニタ 6台 計8台 （休止）投入ステージ詰所 10インチカラーモニタ 4台 14インチカラーモニタ 1台 （休止）灰クレーン操作室 14インチカラーモニタ 1台 （休止）クレーン操作室 14インチカラーモニタ 1台 休止計7台	1式
	計装用コンプレッサ（休止）	形式：水冷スクリー式 吐出空気量：2.8m ³ /分 吐出圧力：0.69MPa 電動機 出力：22kW 電圧：400V	2台
その他設備	ヒートレスドライヤ（休止）	最大入口流量：4.0Nm ³ /分 出口流量：3.4Nm ³ /分 入口圧力：0.44～0.97MPa 再生サイクル：6分（3分切替）	2台
	計装用コンプレッサ空気槽（休止）	寸法：948mmφ×有効高さ1,927mm 容量：1.24m ³	1台
	掃除用コンプレッサ（休止）	形式：水冷スクリー式 吐出空気量：3.4m ³ /分 吐出圧力：0.69MPa 電動機 出力：22kW 電圧：400V	1台
	掃除用コンプレッサ（休止）	形式：水冷スクリー式 吐出空気量：2.8m ³ /分 吐出圧力：0.69MPa 電動機 出力：22kW 電圧：400V	2台

設備名	機器名	仕様	数量
その他設備	エアドライヤ (休止)	圧縮空気入口圧力：0.69MPa 圧縮空気入口最高温度：80℃ 処理空気量：6.5m ³ /分 冷凍機公称出力：1.1kW	2台
	掃除用コンプレッサ空気槽 (休止)	寸法：700mmφ×有効高さ800mm 容量：0.4m ³	1台
	ホイストクレーン	定格荷重：1.0t 設置か所：3階倉庫・中2階 地下1階西側	2台
	ホイストクレーン (休止)	定格荷重：2.0t 設置か所：混練機上部 混練機下部	2台
	ホイストクレーン	定格荷重：2.8t 設置か所：3階搬入出用	1台
	ホイストクレーン (休止)	定格荷重：2.8t 設置か所：ホッパフロア1号側	1台
	ホイストクレーン	定格荷重：2.9t 設置か所：ホッパフロア2号側	1台
	ホイストクレーン	定格荷重：2.9t 設置か所：ボイラ頂部(休止) 3階フロア・倉庫	2台
	赤外線熱画像装置 (休止)	赤外線カメラ 測定温度範囲：50℃～300℃ 温度分解能：0.5℃ 検知波長：3～5.4μm 設置か所：破碎ステージ 数量：1台 監視か所：中央制御室	1式
	排煙機	ファン 風量：478m ³ /分 静圧：343Pa 電動機 出力：5.5kW 電圧：200V	1組
	排煙機	ファン 風量：126m ³ /分 静圧：245Pa 電動機 出力：2.2kW 電圧：200V	1組
建築物及び建築設備	非常用放送架	定格出力：480W 出力制御：20局＋一斉 親時計：2回線 プログラムタイマ：6回路 蓄電池 種類：ニッケル・カドミウム電池 電圧：24V 停電補償時間：10分間	1台
	構内交換機 (借受品)	制御方式：蓄積プログラム制御方式 通話路方式：時分割方式 収容回線数 外線(アナログ)：4回線 内線(多機能)：16回線 内線(一般)：56回線 内線(長距離)：4回線 電源装置 蓄電池：鉛シール蓄電池 停電補償時間：3時間以上	1台
	誘導灯	非難口誘導灯(C級)：67台 通路誘導灯(C級)：27台 ※数量には破碎工場棟、ゴミサイロ棟を含まない。	1式
	冷暖房設備	室外機 形式：空冷ヒートポンプインバータマルチ形 暖房能力：95.0kW 冷房能力：84.0kW 数量：2台 冷房能力：52.9kW 数量：1台 室外機 形式：空冷ヒートポンプインバータ形 数量：4台 室内機 形式：天井カセット形 数量26台	1式

設備名	機器名	仕様	数量
建築物及び建築設備	エレベータ	制御方式：交流ロープ式二段速度歯車方式 操作方式：セレクトチブ・コレクティブ方式 用途：人荷用 積載量：1,000 kg 最大定員：15名 速度：60m/分 かご内寸法：間口 1,300mm×奥行 1,800mm 停止箇所：地下1階～6階、塔屋1階、塔屋2階 計9停止 地震時管制運転装置付 巻上電動機 出力：11kW 電圧：AC200V	1基
	自動火災報知設備	受信機 形式：P形1級 回線数：70回線（55回線使用） 感知器 差動式分布型（空気管式）感知器：13個 差動式スポット型感知器：211個 定温式スポット型感知器：30個 煙式スポット型（イオン化式）感知器：36個 煙式スポット型（光電式）感知器：8個 地区音響装置：36個 発信機：35個 ※数量には破砕工場棟、ゴミサイロ棟を含まない。	1式
	屋内消火栓設備	屋内消火栓ポンプ 吐出量：45t/時間 全揚程：100m 数量：1台 屋内消火栓電動機 出力：22kW 電圧：400V 数量：1台 屋内消火栓箱 形式：1号消火栓（ホース15m×2本） 数量：33基 ※数量には破砕工場棟、ゴミサイロ棟を含まない。	1式
	屋外消火栓設備	屋外消火栓ポンプ 吐出量：42t/時間 全揚程：51m 数量：1台 屋外消火栓電動機 出力：11kW 電圧：400V 数量：1台 屋外消火栓箱 寸法：高さ1,560mm×幅900mm×奥行き220mm 数量：4基 ※数量には破砕工場棟、ゴミサイロ棟を含まない。	1式
	粉末消火器	A B C粉末小型消火器：106個 A B C粉末大型消火器：5個 ※数量には破砕工場棟、ゴミサイロ棟を含まない。	1式
発火監視装置	ごみ投入ステージ用	赤外線カメラ C250Cシリーズ 2台 中継制御盤（ステージ入口側） 1台 発火監視モニター：1台（4画面中右側上下2画面使用、破砕と共用）	1式
	破砕ステージ用	赤外線カメラ：C250Cシリーズ 4台（破砕ステージに設置） 中継制御盤（事務所入口側壁）：1台（破砕ステージに設置） 発火監視モニター：計2台（工場中制室電力監視盤面設置） 1台：カメラ1～4用 1台：カメラ5～6用（4画面中左側上下2画面使用）	1式

分岐棟供用開始後（令和3年8月末頃）から

工場設備主要機器一覧表

ごみ受入計量機器

機器名	仕様	設置場所	数量
No1・No2計量器	形式：マルチロードセル式（ピット型）、使用範囲：200～25,000kg 最小目盛10kg、積載寸法：2,700×6,500	計量棟	2台
No3計量器	形式：マルチロードセル式（ピット型）、使用範囲：200～30,000kg 最小目盛10kg、積載寸法：3,000×8,000	計量棟	1台

給気 暖房機器表

機器名	仕様	設置場所	数量
蒸気ボイラ	小型貫流ボイラ、換算蒸発量：2,000kg/h、実際蒸発量： 1,677kg/h、熱出力：1,254kw、最高使用圧力：0.98MPa、伝熱 面積：9.65m ² 、燃料消費量：126.7L/h（A重油）、排ガス口： 300φ、動力制御盤、自動計測台数制御盤、コモンフレーム架台、付属 品一式	分岐棟ボイラ室	3台
蒸気ヘッダー	250φ×2,300L	分岐棟ボイラ室	1台
還水槽	SUS444 板厚6t、有効容量：12.0m ³ 、2,500×2,500× 2,500H	分岐棟ボイラ室	1台
給水加圧ポンプ	ライン型 自動交互運転、40φ×150L/min×10m	分岐棟ボイラ室	2台
管理型軟水装置	最大通水量：8.0m ³ /h、樹脂タンク120L×2 再生タンク×1、管理 型軟水制御盤共	分岐棟ボイラ室	1台
薬注装置	ポンプ×3台、タンク200L	分岐棟ボイラ室	1台
オイルサービスタンク	鋼板製、角型、総容量950L、外形寸法：1,000×1,000× 1,050H、板厚4.5t（側面・底面）、3.2t（天板）架台1,500H、側 圧式油面計、防爆型フロートスイッチ式	分岐棟ボイラ室	1台
送油ポンプ	ギアポンプ 自動交互運転、15φ×15L/min ×20m 防振架台共	清掃工場1階	2台
返油ポンプ	ギアポンプ 自動交互運転、15φ×18L/min ×8m	分岐棟ボイラ室	2台

機器名	仕様	設置場所	数量
重油タンク	材質：鋼板製、形状：円筒型横置き形、寸法：内径3,000φ×有効長さ9,000、胴板・鏡板厚さ：12t、容量：60Kℓ（30Kℓ×2）	旧清掃工場内	1式
凝縮水圧送ポンプ	床置渦巻形 自動交互運転、40φ×32φ×80L/min×21m 防振架台共	破碎工場 1階 空調機械室	2台
マルチ空冷ヒートポンプエアコン（室外機）（1階系統）	寒冷地用、冷暖切替、22馬力相当、冷媒R410A、冷房能力：63.0kw、暖房能力：69.0kw、圧縮機定格出力：（7.4+8.45）kw、冷媒：R410A、配管サイズ（液×ガス）：15.88φ×28.58φ、外形寸法：（920+1,220）W×740D×1,650H（205+248）kg、防雪フード、防振架台共	管理棟屋外	1台
マルチパッケージ形空調機（室内機）	天井カセット4方向吹出形、冷房能力：5.6kw、暖房能力：6.3kw、天井パネル、リモコンスイッチ、ドレンアップ機構共	管理棟1階 共用脱衣・洗濯室	2台

給気 暖房機器表

機器名	仕様	設置場所	数量
マルチパッケージ形空調機（室内機）	天井カセット4方向吹出形、冷房能力：7.1kw、暖房能力：8.0kw、天井パネル、リモコンスイッチ、ドレンアップ機構共	管理棟1階 玄関ホール	6台
マルチパッケージ形空調機（室内機）	天井カセット2方向吹出形、冷房能力：2.8kw、暖房能力：3.2kw、天井パネル、リモコンスイッチ、ドレンアップ機構共	管理棟1階 廊下	2台
マルチ空冷ヒートポンプエアコン（室外機）	寒冷地用、冷暖切替、14馬力相当、冷媒R410A、冷房能力：40.0kw、暖房能力：45.0kw、圧縮機定格出力：（3.72+5.36）kw、冷媒：R410A、配管サイズ（液×ガス）：15.88φ×28.58φ、外形寸法：（920+920）W×740D×1,650H（196+196）kg、防雪フード、防振架台共	管理棟屋外	1台
マルチパッケージ形空調機（室内機）	天井カセット4方向吹出形、冷房能力：7.1kw、暖房能力：8.0kw、天井パネル、リモコンスイッチ、ドレンアップ機構共	管理棟2階 ホール	4台
マルチパッケージ形空調機（室内機）	天井カセット2方向吹出形、冷房能力：3.6kw、暖房能力：4.0kw、天井パネル、リモコンスイッチ、ドレンアップ機構共	管理棟2階 廊下	2台
電気ヒーター	壁掛型 サーモスタット内蔵 暖房能力1.0kw	管理棟1・2階女子便所	2台
電気ヒーター	壁掛型 サーモスタット内蔵 暖房能力1.5kw	管理棟1・2階男子便所	2台
		分岐棟受水槽室	4台

換気機器表

機器名	仕 様	設置場所	数量
送風機（受水槽室給気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#2×3,000m ³ /h×150Pa	分岐棟受水槽室	1台
送風機（電気室給気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#3×8,000m ³ /h×250Pa	分岐棟電気室	2台
送風機（ボイラ室給気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#3×6,500m ³ /h×150Pa	分岐棟ボイラ室	2台
送風機（ボイラ燃焼給気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#3×5,000m ³ /h×150Pa	分岐棟ボイラ室	1台
排風機（受水槽室排気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#2×3,000m ³ /h×150Pa	分岐棟受水槽室	1台
排風機（電気室排気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#3×1/2 8,000m ³ /h×150Pa	分岐棟電気室	2台
排風機（ボイラ室排気系統）	片吸込シロッコファン（天吊型）#3×6,500m ³ /h×150Pa	分岐棟ボイラ室	2台

給排水・消火機器表

機器名	仕 様	設置場所	数量
上水受水槽	FRP製サンドイッチ二槽式 総容量：24m ³ 、寸法：4,000×2,000×3,000H、有効容量：20m ³ 、電極：5P（波動防止付）、マンホール600φ（鍵付）、タラップ（内、外）、チャンネル架台、耐震：1.0G	分岐棟受水槽室	1台
井水槽	FRP製サンドイッチ二槽式 総容量：60m ³ 、寸法：5,000×4,000×3,000H、有効容量：50m ³ 、電極：5P（波動防止付）、マンホール600φ（鍵付）、タラップ（内、外）、チャンネル架台、耐震：1.0G	分岐棟受水槽室	1台
上水加圧給水ポンプ	ステンレス製、推定末端圧一定インバータ制御、自動交互運転、40φ×50φ×250L/min×40m、制御盤、外部警報端子付、電極切替制御機能内蔵、防振架台共	分岐棟受水槽室	1台
井水加圧給水ポンプ	ステンレス製、推定末端圧一定インバータ制御、自動交互運転、50φ×65φ×350L/min×40m、制御盤、外部警報端子付、電極切替制御機能内蔵、防振架台共	分岐棟受水槽室	1台
上水加圧給水ポンプ	タンク付推定末端圧一定インバータ制御、自動交互運転、21φ×40φ×140L/min×25m、角型タンク（複合板）2m ³ 、寸法：1,420×1,420×2,070H	分岐棟受水槽室	1台
屋内消火栓ポンプ	ユニット型、起動盤、65φ×50φ×300L/min×70m	分岐棟受水槽室	1台
消火栓ポンプ（放水銃）	ユニット型、起動盤、150φ×1,950L/min×110m	分岐棟受水槽室	1台
汚水排水ポンプ	水中型ボルテックスタイプ、自動交互並列運転、65φ×300L/min×16m、フロートスイッチ、着脱装置付	分岐棟汚水槽	2台

機器名	仕様	設置場所	数量
汚水排水ポンプ	水中型着脱タイプ、65φ×300L/min×30m、着脱装置付	破碎工場棟 生活汚水排水槽	2台
汚水排水ポンプ	水中型、65φ×250L/min×30m、着脱装置付	破碎工場棟 洗浄水排水槽	2台
汚水排水ポンプ	水中型着脱タイプ、自動交互内蔵型、65φ×150L/min×15m、着脱装置付、壁掛制御盤共	清掃工場棟 排水ポンプ槽内	1組
排水ポンプ槽	鋼板製（3.2t）、内外面FRP保護層（20t）、1,500φ×1,700H 有効容量1.5m3	清掃工場棟地下1階	1台

電気機器表

機器名	仕様	設置場所	数量
6.6KV高压盤（引込盤、受電盤、1次ごみ資源化工場他き電盤/管理棟・分岐棟き電盤）	<p>【共通仕様】 形式：屋内鋼板製閉鎖自立型（JISC4620）</p> <p>【定格】 定格電圧：7.2KV、定格電流：600A、定格周波数：50Hz、定格短時間電流：12.5KA1秒、絶縁階級：6号A、制御電源：DC100V</p> <p>【計器及び継電器】 指示計器：広角度メータ、継電器：静止型、電力計：電子式（パルス発信器付）、表示灯：LED表示、母線材質：銅（接続部すずメッキ）</p> <p>【主要機器仕様】 （遮断器：CB）形式：真空遮断器、引出形、定格電圧：7.2kv、定格電流：600A、定格遮断電流：12.5A、定格遮断時間：3サイクル、操作方式：電動バネ式、制御電源：DC100v、適用規格：JEC2300 （変流器：CT）形式：モールドコイル、確度階級：1PS、適用規格：JEC1201 （零相変流器：ZCT）形式：モールド形、ケーブル貫通形 （零相電圧検出装置：ZPD）形式：碍子形検出コンデンサ （計器用変圧器：VT）形式：モールド形、変圧比：6600/110V、確度階級：1P、適用規格：JEC1201 （その他）デマンド電流メーターリレー、警報出力×1</p>	分岐棟電気室	1式
変圧器（タイトランス：ごみ資源化工場棟他変圧器）	<p>【機器仕様】形式：モールド形自冷式、定格容量：3000KVA、定格電圧：6.6/3.3KV、結線：△-△、適用規格：JEF：2200、耐熱クラス：F種またはH種</p>	分岐棟電気室	1式

機器名	仕 様	設置場所	数量
3.3kV高压盤（2次ごみ資源化工場棟他主幹盤、2次ごみ資源化工場棟き電盤/EVT盤、2次破碎工場棟き電盤/2次ごみ貯留ピット棟き電盤	<p>【共通仕様】 形式：屋内鋼板製閉鎖自立型（JISC4620）</p> <p>【定格】 定格電圧：3.6KV、定格電流：600A、定格周波数：50Hz、定格短時間電流：12.5KA1秒、絶縁階級：6号A、制御電源：DC100V</p> <p>【計器及び継電器】 指示計器：広角度メータ、継電器：静止型、電力計：電子式（パルス発信器付）、表示灯：LED表示、母線材質：銅（接続部すずメッキ）</p> <p>【主要機器仕様】 （遮断器：CB）形式：真空遮断器、引出形、定格電圧：3.6kv、定格電流：600A、定格遮断電流：12.5A、定格遮断時間：3サイクル、操作方式：電動バネ式、制御電源：DC100v、適用規格：JEC2300 （変流器：CT）形式：モールドコイル、確度階級：1PS、適用規格：JEC1201 （零相変流器：ZCT）形式：モールド形、ケーブル貫通形 （接地形計器用変圧器：EVT）形式：モールドコイル、変圧比：3300,110、190/3 （計器用変圧器：VT）形式：モールド形、変圧比：3300/110V、確度階級：1P、適用規格：JEC1201</p>	分岐棟電気室	1式
変圧器盤（管理棟・分岐棟電灯変圧器盤、管理棟・分岐棟動力変圧器盤）	<p>【共通仕様】 形式：屋内鋼板製閉鎖自立型（JISC4620）</p> <p>【定格】 定格電圧：7.2KV、定格電流：600A、定格周波数：50Hz、定格短時間電流：12.5KA1秒、絶縁階級：6号A、制御電源：DC100V</p> <p>【計器及び継電器】 指示計器：広角度メータ、継電器：静止型、電力計：電子式（パルス発信器付）、表示灯：LED表示、母線材質：銅（接続部すずメッキ）</p> <p>【主要機器仕様】 （ヒューズ付気中負荷開閉器：LBS）形式：三極単投、定格電圧：7.2kv、定格電流：200A、操作方式：手動、適用規格：JEC2310 （変圧器）形式：モールドコイル形自冷式、適用規格：JISC4306、JEC2200、JEM1501 （MCCB）取付方式：表面型 （漏電警報器）適用規格：JISC8374、感度変流設定値：0.1-0.2-0.4-0.8A</p>	分岐棟電気室	1式

建築設備機器

機器名	仕様	設置場所	数量
粉末消火器	A B C 粉末小型消火器10型	分岐棟	8本
二酸化炭素消火器	50型	分岐棟	1本

発火監視装置等

機器名	仕様	設置場所	数量
破碎ステージ用	赤外線カメラ：C250Cシリーズ4台、中継制御盤1台、発火監視モニター2台	管理棟2階事務所	1式
自動火災報知器	受信機：P型1級20回線複合型	管理棟2階事務所	1式
拡声器	アンプ：5局30W壁掛型、非常用放送用アンプ：W局	管理棟2階事務所	1式

運 転 基 準

1 受電電力の管理

2, 600kW（破碎工場、資源化工場等同一敷地内の設備を含む。）受電設備、その他、別紙2に示す主要機器一覧表の各設備機器仕様に基づく機器の絶縁等の管理

2 設備機器の巡視及び点検維持管理

別紙2、別紙4、別紙5、別紙6に示すとおり

3 整 備

破碎工場定期整備で付帯施設における整備は、受託者が整備計画書を作成して【別紙7】の整備項目に基づき実施する。

(1) 共通整備

定期整備期間中の7月中頃から9月末頃まで、ごみの受入れを停止して行うものとする。

公害防止基準

1 大気

(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

	工場管理値	排出基準値 (容積濃度)
ばいじん	—	300 mg/m ³ N
窒素酸化物	—	180 ppm

2 水質

(1) 下水道法に基づく排水基準 (非特定事業場 50m³/日未満)

区 分	管 理 値
水温	45 °C未満 (対象外)
pH	5を超え9未満
BOD	600 mg/l未満 (対象外)
浮遊物質	600 mg/l未満 (対象外)
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/l以下
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	30 mg/l以下 (対象外)
よう素消費量	220 mg/l未満
フェノール類	5 mg/l以下
銅	3 mg/l以下
亜鉛	2 mg/l以下
溶解性鉄	10 mg/l以下
溶解性マンガン	10 mg/l以下
総クロム	2 mg/l以下
カドミウム	0.1 mg/l以下
シアン	1 mg/l以下
有機リン化合物	1 mg/l以下
鉛	0.1 mg/l以下
六価クロム	0.5 mg/l以下
ひ素	0.1 mg/l以下
総水銀	0.005 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/l以下

テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
区 分	管 理 値
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
チウラム	0.06 mg/ℓ以下
シマジン	0.03 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
セレン	0.1 mg/ℓ以下
ほう素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	8 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下
ダイオキシン類	10 pg/ℓ以下

3 騒音・振動

市街化調整区域につき、規制地域外となっており、北海道公害防止条例による基準値はないが、下記基準に準じて、騒音及び振動の防止を講じること。

(1) 特定工場等において発生する、騒音の規制に関する基準（第1条第2種区域）

区 分	基 準 値
昼 間	50ホン以上60ホン以下
朝 ・ 夕	45ホン以上50ホン以下
夜 間	40ホン以上50ホン以下

(2) 特定工場等において発生する、振動の発生に関する基準（第1条第2種区域）

区 分	基 準 値
昼 間	65デシベル以上70デシベル以下
夜 間	60デシベル以上65デシベル以下

4 悪臭

市街化調整区域につき、規制地域外となっているが、札幌市都市計画区域の規制基準1号規制に該当するため、臭気指数10を遵守すること。

工場設備機器巡視及び点検基準

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	抽気ヘッダ	本体、配管	①圧力の確認【2時間ごとに実施】 ②配管、弁の蒸気漏れの有無	○		
	復水タンク	本体	①水位の確認【2時間ごとに実施】 ②漏れの有無	○		
	純水装置	本体	①再生時間の確認 ②純水流量、純水水質、純水定体積値の確認 【2時間ごとに実施】	○		
		塩酸計量槽、苛性ソーダ計量槽	①塩酸計量槽のレベルの確認、漏れの有無 ②苛性ソーダ計量槽のレベルの確認、漏れの有無	○		
		原水ポンプ	①吐出圧、電流値の確認	○		
	清缶剤注入装置	清缶剤注入ポンプ	①吐出圧の確認【毎日3回実施】 ②タンクのレベルの確認【毎日3回実施】	○		
	計装機器類	給水流量調整装置、水位調整装置、圧力調整装置	①漏水の有無、装置作動状況、弁の開度の確認	○		
		圧力計、温度計、流量計、指示記録積算計、水質計	①水及び蒸気漏れの有無 ②弁の開度の確認	○		
	減圧装置	減圧弁	①作動の状態、蒸気等の漏れの有無の確認	○		
余 熱 利 用 設 備	ロードヒーティング用熱交換器		①抽気蒸気使用量の確認 ②ロードヒーティング運転 【12月上旬開始、4月上旬停止】 ③圧力、温度の確認【稼動時期において毎日3回実施】 ④本体、管及び弁の損傷の有無 ⑤蓋の締付けボルトの磨耗の有無	○		○
	温水暖房用熱交換器		①抽気蒸気使用量の確認 ②一般暖房、暖房、ステージ暖房運転 【11月上旬開始、5月上旬停止】 ③圧力、温度の確認【稼動時期において毎日3回実施】 ④本体、管及び弁の損傷の有無 ⑤蓋の締付けボルトの磨耗の有無	○		○
	給湯用熱交換器		①抽気蒸気使用量の確認 ②圧力、温度の確認【毎日3回実施】 ③本体、管及び弁の損傷の有無 ④蓋の締付けボルトの磨耗の有無	○		○
	温水ヘッダ	ロードヒーティング用、温水暖房用	①本体、管及び弁の損傷の有無 ②蓋の締付けボルトの磨耗の有無		○	○
	温水ポンプ	ロードヒーティング用、温水暖房用	①吐出圧の確認【稼動時期において毎日3回実施】 ②電動機の電流値、損傷、異音、異臭、汚損、振動の有無【稼動時期において毎日3回実施】	○		

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期			
				日 常	1 月	そ の 他	
余 熱 利 用 設 備	温水ポンプ	給湯用	①吐出圧の確認【毎日3回実施】 ②電動機の電流値、損傷、異音、異臭、汚損、振動の有無【毎日3回実施】	○ ○			
	非常用ボイラ		①抽気蒸気使用量の確認 ②原水ポンプ、サービスタンク送油ポンプの電流値の確認 ③缶胴圧の確認【運転時4時間ごとに実施】 ④水位の確認【運転時4時間ごとに実施】 ⑤燃焼状態の確認【運転時4時間ごとに実施】 ⑥給水量の確認【運転時実施】 ⑦重油使用量の確認【運転時実施】 ⑧フレームアイ、着火装置、ボイラ出口ダンパ等の状態の確認【運転時毎週1回実施】 ⑨ボイラー本体・油加熱器・燃料送給装置の損傷の有無、バーナーの汚れ・損傷の有無、ストレーナの詰り・損傷の有無、煙道の漏れ・損傷・通風圧の異常の有無、起動停止装置・火炎検出装置・燃料遮断装置・水位調節装置・圧力調整装置の機能異常の有無、電気配線端子の異常の有無、給水装置の損傷の有無・作動状態、蒸気管・弁の損傷の有無・保温の状態	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○	
	重油タンク	全般		①異常の有無	○		
		上部スラブ		①亀裂、崩壊、不等沈下の有無【毎週1回実施】			○
		注入口		①蓋の施錠の確認【毎週1回実施】 ②変形、損傷の有無【毎週1回実施】			○ ○
		本体		①漏洩の有無【毎週1回実施】			○
		送油ポンプ		①漏洩の有無【毎週1回実施】 ②固定ボルトの緩み等の有無【毎週1回実施】			○ ○
		通気管		①固定の状態の確認【毎週1回実施】 ②腐食、目詰まり等の有無【毎週1回実施】			○ ○
		給油管		①変形、損傷、漏洩の有無【毎週1回実施】 ②固定の状態の確認【毎週1回実施】			○ ○
		液面計		①損傷の有無【毎週1回実施】 ②指示の状態の確認【毎週1回実施】			○ ○
		検知管		①変形、損傷、土砂の堆積の有無【毎週1回実施】			○
		標識掲示板		①取付け状況の確認【毎週1回実施】 ②損傷、汚損の有無【毎週1回実施】			○ ○
その他		①漏油の有無【毎週1回実施】 ②残量の確認【毎週1回実施】			○ ○		
通風設備	煙突	外筒部	①外観の状態の確認			○	
		内筒部	①外観、内部階段の状態の確認			○	
		航空障害灯	①点灯の確認 ②取付け状態の確認	○		○	
		避雷針	①腐食、損傷の有無、取付け状態の確認			○	

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
通風設備	焼却炉閉鎖状況確認	煙突ノズル	①閉鎖状況・摩耗亀裂状況の確認 【年4回実施】			○
		各ボイラーマンホール	①マンホールの閉鎖状況の確認 【年4回実施】			○
		投入ホッパー、FDF吸込口、CDF吸込口、BF出口ダクト、BF排出シュート、助燃バーナー周り、灰押出機落ち口、落下灰コンベア落ち口、ストーカ下二重ダンパー	①閉鎖状況・周囲状況の確認 【年4回実施】			○
		FDF出口ダンパー、CDF出口ダンパー、減温塔入口ダンパー、減温塔出口ダンパー、BF入口ダンパー、BF出口ダンパー、BFバイパスダンパー、炉圧調整ダンパー（HOP）、ボイラスクリュウ二重ダンパー、減温塔二重ダンパー、ストーカ下二重ダンパー	①ダンパーの閉状態の確認【年4回実施】			○
給水設備	水道水、その他		①上水使用量、井水使用量、下水排水量の確認 ②上水流量、ボイラ給水流量の確認 ③ロードヒーティング補給水流量、床洗浄水流量の確認 ④水道水の色、濁り、臭い、味の確認 ⑤水道水の残留塩素濃度の測定	○ ○ ○ ○ ○		
	上水揚水ポンプ		①圧力計、電流計の異常の有無 【毎週1回実施】 ②ポンプ、電動機の異常な騒音、振動、発熱の有無【毎週1回実施】 ③ポンプ、電動機の汚れ、発錆の有無 【毎週1回実施】 ④吐出圧の確認【毎日2回実施】	○ ○ ○		○ ○ ○
	プラント水揚水ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②電流値の確認 ③ポンプの切替え	○ ○		○
	プラント水冷却塔揚水ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②電流値の確認 ③ポンプの切替え	○ ○		○

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期			
				日 常	1 月	そ の 他	
給 水 設 備	プラント水冷却塔		①出口温度の確認【毎日2回実施】 ②ファンの電流値の確認	○			
	井戸ポンプ		①電流値の確認	○			
	井水送水ポンプ		①ポンプの切替え		○		
	給水管		①漏水の有無	○			
	井水貯槽	周囲の状態		①不用物、たまり水等の有無	○		
		本体外部		①亀裂、漏水、汚れ、発錆その他異常の有無	○		
		本体内部		①本体、補強用鋼材、パイプ等の異常の有無	○		
	上水受水槽、上水副受水槽、上水高架タンク	周囲の状態		①不用物、たまり水等の有無【毎週1回実施】			○
		本体外部 【毎週1回実施】		①亀裂、漏水、汚れ、発錆の有無 ②マンホールの施錠の確認、蓋等の異常の有無 ③オーバーフロー管、通気管の防虫網の異常の有無			○ ○ ○
		本体内部 【毎週1回実施】		①色、濁り、塩素臭以外の臭気の有無 ②持続性のある泡立ちの有無 ③汚泥、赤錆等の沈殿物の有無 ④水中、水面における異常な浮遊物の有無 ⑤本体、補強用鋼材、パイプ等の発錆の有無 ⑥ボールタップの動作の確認、漏水の有無			○ ○ ○ ○ ○ ○
排 水 処 理 設 備	炉室排水槽		①ひび割れ、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ②水位の確認	○ ○			
	床洗浄汚水槽		①ひび割れ、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ②浮遊物等の有無	○ ○			
	灰ピット汚水槽		①ひび割れ、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ②散気管の目詰まりの有無	○ ○			
	灰汚水調整槽		①ひび割れ、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ②散気管の目詰まりの有無	○ ○			
	汚泥濃縮槽	(休止)	①濃縮状態の確認	○			
	灰汚水ろ過器送水槽	(休止)	①ひび割れ、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ②浮遊物等の有無	○ ○			
	灰汚水排水槽		①pH値、レベルの確認【2時間ごとに実施】 ②レベルの確認【毎日2回実施】 ③pH値、温度、透視度の確認 ④灰汚水ろ過送水槽からの送水量の確認 ⑤排水量の確認	○ ○ ○ ○ ○			
	生活污水排水槽		①pH値、レベルの確認【2時間ごとに実施】 ②レベルの確認【毎日2回実施】 ③生活污水調整槽からの送水量の確認 ④排水量の確認	○ ○ ○ ○			
	生活污水調整槽		①ひび割れ、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ②散気管の目詰まりの有無	○ ○			

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
排水 処 理 設 備	純水排水槽		① pH値、レベルの確認【2時間ごとに実施】 ② レベル、循環ポンプ圧力の確認【毎日2回実施】 ③ pH値、温度の確認 ④ 排水量の確認	○ ○ ○ ○		
	灰污水計量槽	(休止)	① 送水量の確認【毎日2回実施】 ② 泥溜り等の有無	○ ○		
	灰污水混合槽	(休止)	① 異音、振動、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ② 灰污水反応槽、灰污水混和槽のpH値、温度の確認 ③ 灰污水凝集槽の凝集状態の確認	○ ○ ○		
	灰污水凝集沈殿槽	(休止)	① 異音、振動、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ② 沈殿状態の確認	○ ○		
	灰污水中和槽	(休止)	① 異音、振動、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ② pH値、温度の確認	○ ○		
	灰污水メカナ	(休止)	① 異音、振動、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】 ② 円板の回転作動状況の確認 ③ ろ布の目詰まりの有無	○ ○ ○		
	灰污水スクリーン	(休止)	① スクリーンの目詰まりの有無	○		
	塩酸貯槽		① レベルの確認 ② 本体、バルブ、配管の漏洩の有無【毎週1回実施】	○		○
	塩化第二鉄貯槽	(休止)	① レベルの確認	○		
	苛性ソーダ貯槽		① レベルの確認 ② 本体、バルブ、配管の漏洩の有無【毎週1回実施】	○		○
	灰污水キレート貯槽	(休止)	① レベル、圧力の確認【毎日2回実施】 ② 残量の確認 ③ 漏洩の有無	○ ○ ○		
	塩酸希釈槽		① レベル、圧力の確認【毎日2回実施】 ② 漏洩の有無	○ ○		
	苛性ソーダ希釈槽		① レベル、圧力の確認【毎日2回実施】 ② 漏洩の有無	○ ○		
	灰污水キレート希釈槽	(休止)	① レベル、圧力の確認【毎日2回実施】 ② 漏洩の有無	○ ○		
	次亜塩素酸ソーダ希釈槽	(休止)	① 漏洩の有無	○		
	リン酸希釈槽	(休止)	① 漏洩の有無	○		
	消泡剤希釈槽	(休止)	① 残量の確認 ② 漏洩の有無	○ ○		
	希釈塩酸ヘッドタンク		① 漏洩の有無	○		

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
排水設備	希釈苛性ソーダヘッドタンク		①漏洩の有無	○		
	凝集剤溶解槽	(休止)	①異音、振動、漏れ等異常の有無【毎日2回実施】	○		
	床洗浄汚水送水ポンプ		①運転時間の確認	○		
	灰ピット汚水送水ポンプ	(休止)	①運転時間の確認 ②吐出圧の確認	○ ○		
	灰汚水送水ポンプ	(休止)	①運転時間の確認	○		
	汚泥引抜ポンプ	(休止)	①ポンプの切替え		○	
	汚泥ポンプ	(休止)	①吐出圧の確認【毎日2回実施】	○		
	濃縮汚泥ポンプ	(休止)	①ポンプの切替え		○	
	灰汚水循環ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】	○		
	炉室排水ポンプ		①電流値の確認 ②ポンプの切替え	○	○	
	純水排水送水ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】	○		
	生活汚水送水ポンプ		①吐出圧の確認	○		
	床洗浄ポンプ		①吐出圧、電流値の確認【毎日2回実施】	○		
	排水ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】	○		
	苛性ソーダ送液ポンプ		①ポンプの切替え		○	
	希釈塩酸揚液ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②ポンプの切替え	○	○	
	希釈苛性ソーダ揚液ポンプ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②ポンプの切替え	○	○	
	灰汚水キレート移送ポンプ	(休止)	①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②ポンプの切替え	○	○	
	希釈灰汚水キレート注入ポンプ	(休止)	①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②ポンプの切替え	○	○	
	溶解凝集剤注入ポンプ	(休止)	①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②ポンプの切替え	○	○	
汚水処理ブロワ		①吐出圧の確認【毎日2回実施】 ②ブロワの切替え	○	○		
汚水処理排気ファン		①異常の有無の確認【毎日2回実施】	○			
汚水処理制御盤		①外箱、盤面、内部機器等の異常の有無【毎日2回実施】	○			
電気設備	区分開閉器		①損傷、腐食、操作紐の切れの有無 ②開閉表示の確認		○ ○	

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
電 気	高圧配電盤		①受電力率、所内電力量、No.1プラント電力量、No.2プラント電力量、クレーン電力量、建築動力電力量、電灯電力量、破碎設備電力量、破碎設備電流値、ごみサイロ電力量、資源化工場電力量、資源化工場電流値の確認【2時間ごとに実施】 ②有効受電量、昼間有効受電量、昼間無効受電量、デマンド量の確認	○		
		外箱、盤面	①損傷等の有無	○		
		断路器、避雷器	①損傷、変形、亀裂、汚損の有無		○	
		遮断器	①損傷、変形、亀裂、過熱、変色、異音、異臭、汚損、発錆、腐食の有無 ②開閉表示（指示、点灯）の確認		○	
		電力ヒューズ	①損傷、亀裂の有無 ②熔断表示の確認		○	○
		計器用変成器	①損傷、亀裂、過熱、異音、異臭等の有無		○	
		指示計器、表示灯	①指示計器の指示状態の確認 ②指示計器の損傷、汚損の有無 ③表示灯の損傷、汚損、不点灯の有無 ④表示灯の損傷、汚損の有無	○	○	○
設 備	受電用変圧器		①損傷、温度上昇、異音、異臭、漏油の有無 ②損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、腐食、発錆、漏油、異常振動の有無 ③油量の確認 ④アース線、各部の締付け状態の確認	○	○	○
		進相コンデンサ、直列リアクトル、放電コイル	①外箱、ブッシングの状態の確認 ②損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、腐食、発錆、漏油、ふくらみの有無 ③固定の状態、油量の確認 ④現場操作盤の確認	○	○	○
		低圧配電盤	外箱、盤面	①損傷等の有無	○	
備	低圧配電盤	遮断器、電磁接触器、タイマ	①損傷、変形、亀裂、過熱、変色、異音、異臭、汚損、発錆、腐食の有無		○	
		計器用変成器	①損傷、亀裂、過熱、異音、異臭等の有無		○	
		指示計器、表示灯	①指示計器の指示状態の確認 ②表示灯の不点灯の有無 ③指示計器の損傷、汚損の有無 ④表示灯の損傷、汚損の有無	○	○	○
	ロードセンタ	その他	①室内の整理整頓の確認 ②室温、給排気の状態の確認 ③施錠の確認		○	○
		外箱、盤面	①損傷等の有無	○		
	電磁接触器、タイマ	①損傷、変形、亀裂、過熱、変色、異音、異臭、汚損、発錆、腐食の有無		○		

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
電 気 設 備	非常用発電機	起動前の点検項目	⑨始動空気配管及び接続部の漏れの有無 ⑩原動機、過給機、コンプレッサ、弁腕注油槽の潤滑油量の確認 ⑪潤滑油のプライミング ⑫潤滑油ろ過器の状態の確認 ⑬回転部等の注油 ⑭回転計、圧力計等の零点指示の確認 ⑮原動機その他各部のボルトの緩みの有無 ⑯原動機、発電機周囲の状況の確認 ⑰断熱材の損傷の有無		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		起動中の点検項目	①起動時間の確認 ②起動中（運転時間10分間）の燃料使用量の確認 【以下の項目は起動時、起動中、停止前に実施】 ③原動機、発電機の振動、異音、不規則回転等の有無 ④燃料配管、冷却水配管、始動空気配管の漏れの有無 ⑤指圧採取弁のガス漏れの有無 ⑥軸受部の発熱、異音の有無 ⑦機関回転数、周波数、出力電圧の確認 ⑧シリンダ冷却水圧の確認 ⑨弁腕潤滑油圧、燃料油圧、潤滑油圧の確認 ⑩界磁電圧、界磁電流の確認 ⑪コンプレッサ電流の確認 ⑫排気温度、油冷却水温度、油温度の確認		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		停止後の点検項目	①停止ボタンによる停止の状態の確認 ②フライホールのターニングの実施 ③始動空気槽の圧力の確認 ④起動盤の状態の確認		○ ○ ○ ○	
		その他	①冷却水3方弁の分解整備			○
	監視カメラ装置		①動作の確認	○		
計 装 設 備	計器盤、操作盤		①外観の状態の確認 ②計器盤、操作卓の各種数値の確認 ③ヒューズ、ランプの断線の有無 ④配線用遮断器の過熱の有無 ⑤開閉器、リレー、スイッチの破損、塵埃の有無 ⑥リレー、タイマの破損、塵埃、接点の磨耗、腐食、プラグの緩みの有無 ⑦盤内配管の計器用空気圧力、空気漏れ、配管の湾曲、腐食の有無、ドレン抜き確認 ⑧盤内配線の断線、外れ、発熱、塵埃の有無 ⑨ヒューズ、ランプなどの予備品の補充	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		測温抵抗体、熱電対	①断線、腐食の有無	○		
		圧力スイッチ	①設定値、バルブ状態の確認、検出配管の目詰まり、振動の有無		○	

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期		
				日 常	1 月	そ の 他
計 装 備	電気式現場計器		①ドレンの凍結防止の確認 ②均圧弁のバルブの開閉状態の確認、腐食、ドレン、シール液の漏れの有無 ③出力計の動作の確認、破損、腐食の有無 ④伝送器、現場調節計の腐食の有無、エア抜きの確認	○	○	
	配管・配線		①配管、止弁の漏れ、損傷の有無 ②止弁の状態の確認 ③スチームトラップの動作の確認 ④配管の目詰まりの有無 ⑤作動油の性状の確認 ⑥ダクト、ラックの腐食、発錆の有無 ⑦アースボンドの確認		○	○
そ の 他	計装用コンプレッサ	(休止)	①稼働号機の確認【毎日2回実施】 ②油圧の確認【毎日2回実施】 ③給油温度、吐出温度の確認【毎日2回実施】 ④オートドレンの稼働状態の確認【毎日2回実施】 ⑤コンプレッサの切替え【毎週1回実施】	○		○
	ヒートレスドライヤ	(休止)	①稼働号機、作動状態の確認【毎日2回実施】 ②ヒートレスドライヤの切替え【毎週1回実施】	○		○
	計装用コンプレッサ空気槽	(休止)	①空気圧の確認【毎日2回実施】 ②漏れの有無【毎日2回実施】 ③オートドレンの稼働状態の確認【毎日2回実施】	○		○
	掃除用コンプレッサ	(休止)	①稼働号機の確認【毎日2回実施】 ②油圧の確認【毎日2回実施】 ③給油温度、吐出温度の確認【毎日2回実施】 ④オートドレンの稼働状態の確認【毎日2回実施】 ⑤コンプレッサの切替え【毎週1回実施】	○		○
	エアドライヤ	(休止)	①稼働号機、作動状態の確認【毎日2回実施】 ②エアドライヤの切替え【毎週1回実施】	○		○
	掃除用コンプレッサ空気槽	(休止)	①空気圧の確認【毎日2回実施】 ②漏れの有無【毎日2回実施】 ③オートドレンの稼働状態の確認【毎日2回実施】	○		○
備	ホイストクレーン	外観	①ネームプレート、本体外観の状態の確認 ②ケーブル、コード類の損傷の有無		○	○
		機能	①動作の確認 ②異常音の有無 ③ブレーキ、リミットスイッチの状態の確認		○	○
		フック	①口の開きの確認 ②磨耗、変形、損傷の有無 ③動きの確認 ④フックラッチ、アイドルシープの状態の確認 ⑤エンボスマーク間の距離、高さの測定		○	○

設備名	機器名	分類	巡視、点検項目	周 期			
				日 常	1 月	そ の 他	
その他設備	ホイストクレーン	ロードチェーン	①磨耗、発錆、腐食、損傷の有無 ②5リンク分のピッチの長さの測定		○		
		絶縁抵抗測定	①巻上電動機、走行電動機の絶縁抵抗の測定		○		
	赤外線熱画像装置	(休止)	①レンズ等の損傷の有無 ②熱画像の映像状態の確認 ③バッテリーの充電状態の確認 ④ごみピット火災警報の全館鳴動の確認		○		
			①工具の確認		○		
建築物及び建築設備	電気設備	時計設備	①外観の点検、親時計の時刻の確認	○			
		構内交換機(借受品)	①外観の点検	○			
		航空障害灯	①点灯を確認	○			
	警報設備	自動火災報知設備	①受信機の定位確認を含む外観の点検 ②受信機のバッテリーの充電状態の確認 ③感知器の破損、変形、脱落の有無 ④発信器周囲の障害物の有無 ⑤表示の点灯の確認	○		○	
			放送設備	①外観の点検 ②放送音声の明瞭さの確認 ③バッテリーの充電状態の確認 ④局部及び一斉放送の動作の確認	○		○
	空調設備		ヒートポンプエアコン、換気ファン、吸気口	①室内機フィルタ点検、清掃 ②ごみクレーン電気室配電盤冷房開始 【5月上旬】 ③ごみクレーン電気室配電盤冷房停止 【10月下旬】 ④2階コンプレッサ室換気ファン切替え 【4月15日夏季用、10月15日冬季用へ切替え】 ⑤フィルタの清掃(冷却塔通気口、コンプレッサ室吸気口、助剤ブロワ室吸気口、塗装室上部吸気口) ⑥誘引通風機室、発電機室吸気開始 【4月中旬】 ⑦誘引通風機室、発電機室吸気停止 【12月上旬】 ⑧1階試験室横吸気フィルタ清掃 【5月中旬】 ⑨地下1階コンプレッサ室換気運転開始 【3月】 ⑩地下1階コンプレッサ室換気運転停止 【12月中旬】 ⑪6階見学者通路空調切替え 【5月下旬夏季用、10月下旬冬季用へ切替え】 ⑫6階見学者通路空調フィルタ清掃 【5月下旬】		○	○
						○	○
						○	○
					○	○	
					○	○	

工場設備機器修繕及び補修内容一覧表

設 備 名	機 器 名	主 な 修 繕 作 業 内 容
余熱利用設備	温水配管	・ 漏水配管の修理
	温水ポンプ	・ 給油、ベアリングの交換
	RE ボイラ設備	・ ポンプ整備、オイル交換、G/P交換
	蒸気管、ドレン管	・ ポンプ類、バルブ類、パッキン類交換
	資源化送蒸配管 抽気蒸気ヘッダー	・ 配管、各種弁整備、オイル交換 ・
通風設備	各通風機	・ グリスの給油
給水設備	給水配管	・ 漏水配管の修理
	純水装置	・ 電磁弁等部品の交換
	各種ポンプ	・ 給油、オイル交換、G/P交換 ・ ポンプ類、バルブ類、パッキン類交換 ・ 各種弁整備、ポンプ類、バルブ類交換 ・ ベアリング交換、メカニカルシール交換 ・ モーター取付調整
排水処理設備	排水配管	・ 漏水配管の修理
	各排水槽清掃	・ 槽内洗浄清掃
	各種ポンプ	・ ポンプ整備、オイル交換、G/P交換 ・ ポンプ類、バルブ類、パッキン類交換 ・ ベアリング交換、メカニカルシール交換 ・ モーター取付調整
電気設備	コントロールセンター	・ リレー等の交換、取付
	照明設備	・ 蛍光管等の交換、器具交換、取付
	電灯盤	・ 漏電等の調査及び修理
	分電盤	・ 漏電等の調査及び修理
	ロードセンター動力盤	・ 遮断器等の交換
	場内配管・配線替え 電気設備点検	・ 各配線ルート変更、配管敷設等 ・ 各設備負荷の絶縁測定、端子類等点検
計装設備	監視カメラ	・ カメラ、モニター等交換
	指示調節計	・ 指示不良等の調査
	操作卓	・ 操作ボタン球交換
その他設備	給排気ファン	・ グリスの給油 ・ Vベルトの交換
	防災設備	・ 火災感知器等の交換
	計装用・掃除用 ベビコンプレッサ	・ ドレントラップの点検、清掃 ・ 配管漏洩等点検、各代替ライン構築等

定期整備における整備項目及び整備内容一覧表

設 備 名	整 備 項 目	整 備 内 容
余 熱 利 用 設 備	・ 蒸気弁	・ 抽気ヘッダ系統蒸気弁の点検（必要に応じ、バルブ及びグランドパッキンの交換）
	・ 蒸気系統ドレンポット	・ 内部清掃、水の交換及びプラグの点検（必要に応じ、プラグの交換）
	・ ロードヒーティング用温水ポンプ、暖房用温水ポンプ及び給湯用温水ポンプ	・ 各部の点検、清掃及び潤滑油の交換
	・ ロードヒーティング用温水ヘッダ	・ 漏水の有無の点検
給 水 設 備	・ プラント水冷却塔	・ ベルトの点検及びグリースの給脂（必要に応じ、内部の清掃）
	・ 非常用ボイラ原水ポンプ、プラント水揚水ポンプ、プラント水冷却塔送水ポンプ及び上水揚水ポンプ	・ 各部の点検、清掃、グリースの給脂及び給油（必要に応じ、グランドパッキン及び潤滑油の交換）
	・ 清缶剤注入ポンプ	・ プランジャの点検及びOリングの交換
	・ 再使用水槽	・ 付属機器を含む各部の点検及び清掃
排 水 処 理 設 備	・ 純水排水槽	・ 付属機器を含む各部の点検及び清掃 ・ pH計の校正
	・ 床洗浄汚水槽、その他の槽類	・ 付属機器を含む各部の点検及び清掃
	・ 床洗浄汚水送水ポンプ、その他の水中ポンプ類	・ 各部の点検、清掃及び給油（必要に応じ、パッキン、Oリング及び潤滑油の交換）
	・ 排水ポンプ、純水排水送水ポンプその他の渦巻ポンプ類	・ 各部の点検、清掃及び給油（必要に応じ、グランドパッキン及び潤滑油の交換）
	・ 希釈塩酸揚液ポンプ、希釈苛性ソーダ揚液ポンプその他の薬品ポンプ類	・ 各部の点検（必要に応じ、Oリング等の交換）
	・ 汚水処理ブロワ	・ 各部の点検、グリースの給脂、給油及びフィルタの清掃（必要に応じ、潤滑油の交換）
	・ 汚水処理排気ファン	・ 各部の点検、グリースの給脂及びVベルトの点検（必要に応じ、Vベルトの交換）

設 備 名	整 備 項 目	整 備 内 容
電 気 設 備	・ 停電作業	・ 絶縁抵抗値の測定、端子及び接点の点検等
計 装 設 備	・ クリップを除く熱電対	・ 点検及び清掃
そ の 他 設 備	・ 地下1階西側ホイストクレーン	・ 年次点検
	・ 3階搬出入用ホイストクレーン、ホッパフロア2号側ホイストクレーン、3階フロア・倉庫ホイストクレーン及び3階倉庫・中2階ホイストクレーン	・ 定格荷重試験を含む年次点検
建 築 物 及 び 建 築 設 備	・ 空気調和設備	・ 空気調和機、送風機及び排風機の各部の点検及びグリースの給脂（必要に応じ、ベルト及びフィルタの交換）
	・ 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備	・ 各部の点検、グランドパッキンの交換及びグリースの給脂

業務責任者等指定通知書

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

印

役 務 の 名 称

上記役務に係る業務責任者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務責任者、業務副責任者、職長の種別を記載すること。
- ・ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

業 務 責 任 者 ※ 業 務 副 責 任 者				経 歴 書	
現住所					
氏名			生年月日	※大正 昭和 年 月 日 平成	
最終学歴	卒業年月	学 校 名		専 攻 科 目	
	※昭和 平成 年 月				
職 歴	※昭和 平成 年 月	入社 (年 月退職)			
	※昭和 平成 年 月	入社 (年 月退職)			
	※昭和 平成 年 月	入社			
技術資格	※昭和 平成 年 月			取得No.	
	※昭和 平成 年 月			取得No.	
	※昭和 平成 年 月			取得No.	
	※昭和 平成 年 月			取得No.	
主 要 業 務 経 歴	業 務 名		受託金額 (千円)	履 行 期 間	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
				年 月	
上記のとおり相違ありません。					
令和 年 月 日					
氏名..... ⑩					

- ・ ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。
- ・ 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長

様

(住所)

(氏名)

印

下記役務は、令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

記

名 称

完 了 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

⑩

名 称

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	⑩
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

令和 年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者を命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員

立会人

業務従事者名簿(一般用)

(あて先) 札幌市長

住所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

㊞

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

氏名 (雇用年月日)	年齢	雇用契約上の所定労働時間等		社会保険の加入状況		備考 (資格等)
		日： 時間	週： 時間	健康保険	雇用保険	
1 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
2 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
3 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
4 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
5 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
6 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
7 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
8 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
9 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		
10 (年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康保険		
		※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (変形労働時間制 ・ 監視断続的労働)		雇用保険		

(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間(原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間)を意味する。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

（あて先）札幌市長

住 所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

㊟

下記1の業務に日常的に従事（常駐）している労働者（「業務従事者名簿（様式1-1）」により報告した労働者）の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度（昨年4月～本年3月）の受診状況を下記2のとおり報告いたします。

記

1 業務名

（※業務履行期間： 年 月 日～ 年 月 日）

2 健康診断受診状況

氏 名	社会保険の加入状況		健康診断受診状況	備 考
	健康保険	雇用保険		
1			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
2			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
3			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
4			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
5			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
6			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
7			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
8			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
9			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	
10			<ul style="list-style-type: none"> 受診済み（ 年 月 日） 受診予定（ 年 月頃） 受診なし ※備考欄に理由を記載 	

業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の 年 月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

作成者

(連絡先)

業務名

業務従事者			所定労働時間(実績)				1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給 合計③ (①+②)	月～ 月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手續等			給与A ①	給与B ②					
									基本給 その他	通勤手当 精皆勤・家族手当			雇用 保険	健康 保険	
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A					・変形労働時間制	()円								
	B				・監視・断続的労働										
	C				・その他 ()										

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。